

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月6日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第23号の上程、説明	6
議案第24号の上程、説明	7
議案第25号の上程、説明	8
議案第26号の上程、説明	8
議案第27号の上程、説明	9
議案第28号の上程、説明	11
議案第29号の上程、説明	11
議案第30号の上程、説明	12
報告第1号の上程、報告	13
報告第2号の上程、報告	13
報告第3号の上程、報告	14
報告第4号の上程、報告	14
報告第5号の上程、報告	14
散会の宣告	15

第 2 号 (6月9日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17

議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
前田孝議員	19
平良嗣男議員	24
安里重和議員	30
平良英勝議員	32
具志堅朝秀議員	33
大城佐一議員	34
散会の宣告	49

第 3 号 (6月10日)

開議、散会の日時	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	51
事務局出席者	51
議事日程	52
開議の宣告	53
議案第23号の質疑、委員会付託	53
議案第24号の質疑、委員会付託	53
議案第25号の質疑、委員会付託	53
議案第26号の質疑、委員会付託	54
議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
諸般の報告	63
散会の宣告	64

第 4 号 (6月11日)

開議、閉会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	67

議案の訂正の申し出について	67
議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	68
議案第24号～議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
議案第27号～議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	72
陳情第6号及び陳情第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	78
閉会の宣告	80
署名議員	80

平成26年第4回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成26年6月6日
会期6日間
閉会 平成26年6月11日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月6日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告
6月7日	土	休 会		
6月8日	日	休 会		
6月9日	月	本会議	午前10時	一般質問
6月10日	火	本会議	午前10時	議案第23号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第24号及び第26号質疑・総務常任委員会付託 議案第27号～第30号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第23号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第24号～第26号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第6号、第10号総務常任委員会 (検討～採決)
6月11日	水	委員会	午前10時	議案第27号～第30号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後2時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理 (閉会)

会期日数 6日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
4	平成26年4月8日	地球社会建設決議に関する 陳情書	荒木 實	議員配布
5	平成26年4月22日	琉球独立起案に関する陳情 書	平和のための琉球自立 独立実行委員会 実行委員長 大城浩詩	議員配布
6	平成26年5月7日	労働者保護ルール改悪反対 を求める意見書の採択を求 める要請書	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会 会長 大城紀夫	総務常任委員会
7	平成26年5月13日	独立宣言決議の実施に関す る陳情書（請願書）	前泊 盛康	議員配布
8	平成26年5月13日	地方自治体における政党機 関紙「しんぶん赤旗」の勧 誘・配布・販売に関する調 査協力をお願い	福岡県行橋市議会 議員 小坪慎也	議員配布
9	平成26年5月26日	中国海洋調査船の久米島近 海E E Zでの調査に対する 抗議決議等の要請に関する 陳情	幸福実現党北部支部 政治部 崎浜秀昭	議員配布
10	平成26年6月2日	地方財政の充実・強化を求 める意見書について	大宜味村職員労働組合 執行委員長 田中 敬	総務常任委員会

平成26年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成26年6月6日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成26年6月6日 午前9時59分)

散 会 (平成26年6月6日 午前10時37分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	大 嶺 実
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	島 袋 経 子
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	教 育 長	友 寄 景 善
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 城 豊	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 幸 俊
企画観光課長	山 城 均	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
産業振興課長	大 城 武	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第23号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について	提案説明
6	議案第24号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案第25号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案第26号	大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案第27号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明
10	議案第28号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
11	議案第29号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
12	議案第30号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
13	報告第1号	繰越明許費繰越計算書の報告について（大宜味村一般会計予算）	報告
14	報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について（大宜味村簡易水道事業特別会計予算）	報告
15	報告第3号	事故繰越し繰越計算書の報告について（大宜味村一般会計予算）	報告
16	報告第4号	大宜味村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について	報告
17	報告第5号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告

◎開会の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成26年第4回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月11日までの6日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から申し出がありました。これを許します。村長。
（島袋義久村長 登壇）
- 村長（島袋義久） おはようございます。
平成26年第4回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

行政報告につきましては、平成26年3月から5月までの行政報告及び平成26年4月1日から5月30日までの入札結果につきまして、お手元にお配りしてございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。よろしくお願いたします。

これで行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について

根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 根路銘橋橋梁架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金57,240,000円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字喜如嘉992番地2
商 号 有限会社 山口建設
氏 名 代表取締役 山口 明

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） おはようございます。それでは議案第23号の補足説明を行います。

根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について。

村道根路銘線に架設されている橋梁（根路銘橋）は、昭和40年に施工され、49年が経過しており、主桁はコンクリートのひび割れと鉄筋露出が著しく、全体的に剝離が進行している状況であり、損傷が非常に大きく、早急な架け替えが必要である。橋梁の架け替えを行い、地域交通の安全確保と利便性の向上を図ることを目的に実施するものであります。

事業名、平成26年度沖縄振興公共投資交付金事業。工事名、根路銘橋橋梁架替工事。工事場所、大宜味村字根路銘地内。工事概要、橋梁架替。構造は、上部工、プレテンション方式PC単純床版橋。下部工、重力式橋台。橋梁の工事の主な概要は、両岸に仮設工の鋼矢板132枚を打ち込み、切り張りハラオ

コシで固定を行い、床面を仕上げ。次にPHC杭を支持層まで打ち込み、杭の上部に橋脚を支える重力式橋台を施工します。その後、工場内で製作を行った橋脚8本を現場に搬入してクレーン車によりつり上げ、設置を行い連結させる工事で、橋長11メートル、幅員5メートルになっております。主な工種は、土工一式、上部工PC桁、L=10.94メートル、幅0.7メートル、縦0.55メートルの8本。橋梁下部工、A-1重力式橋台一式、A-1橋台杭基礎、PHC杭、φ350ミリ掛ける60ミリ、長さ8.59メートルの杭を6本。A-2重力式橋台一式、A-2橋台杭基礎、PHC杭、φ400ミリ掛ける65ミリ、長さ8.59の杭を8本。橋梁附属物工一式、踏掛版工一式、取壊し撤去工、既設橋梁65.3平米。復旧工一式、仮設工鋼矢板132枚、仮設歩道橋一式。履行期限といたしまして、平成27年2月6日となっております。

なお、平面図等を添付しておりますので、御参照していただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

沖縄振興特別措置法の改正に伴い、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは私のほうから補足して説明いたします。

今回、沖縄特別措置法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

説明資料の新旧対照表で御説明いたします。なお、字句の削除、修正等は省略させていただき、主な改正内容について御説明いたします。

説明資料の16ページをお開きください。

沖縄振興特別措置法に基づく税制上の措置については、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつ振興を図るため、いろいろな施策が講じられておりますが、今回の改正により効果的に活用されるよう、第4条で機械及び装置並びに器具及び備品について、取得価格が「500万円を超えるもの」から「100万円を超えるもの」に改め、産業高度化・事業革新促進事業用施設にかかる取得

価格要件の緩和となっております。

施行期日は、公布の日とし、平成26年4月1日から適用とします。従前の制度において、課税免除が行われていたものについては経過措置を設けております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

子ども医療費助成対象者の利便性を高めるため、大宜味村子ども医療費助成条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 議案第25号の補足説明をいたします。

改正の主な点は、第7条（助成の方法）で、新たに1項を加え、受給資格者証及び被保険者証を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国保連合会から通知を受理したのものをもって申請があったものとみなすとしております。

施行は、平成27年4月1日となっております。

また、附則に経過措置を設けております。

施行後は、来庁して領収書を提出する手間がなくなり、医療費助成対象者のサービスの向上につながるものと考えております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。なお、説明資料に新旧対照表を添付してありますので、御参照ください。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

社会教育法第15条及び第18条の改正に伴い、文部科学省で定める基準を参酌し、条例で社会教育委員の委嘱の基準を定める必要がありこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

- 教育課長（新城 寛） それでは議案第26号の補足説明を行います。

社会教育法第15条及び第18条の改正に伴うものでございます。

第1条の中での「定数、任期」を「委嘱の基準」に改めます。

第3条のみだしを「（委嘱の基準）」に改め、同条第1項中「とする。」を「をもって組織する。」に改めます。同じく同条第2項中「学校教育及び社会教育の関係者」の次に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えます。

第4条中「、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」を「、再任を妨げない。」に改めます。その後、2項として、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

そのあと第5条を次のように改めます。（委員の解嘱）第5条 教育委員会は委員が第3条第2項に規定する者に該当しなくなったとき、又は特別な事情が生じたときは、その任期中であっても解嘱することができる」と改めます。

以上、新旧対照表を参考に審議のほうをよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第9 議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成26年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,028万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,065万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年 6 月 6 日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、2億6,028万2,000円の増額補正でございます。

歳入の主な概要について説明いたします。

12款使用料及び手数料61万4,000円の増額ですが、主なものとしては活性化センター使用料の増でございます。

13款国庫支出金4,255万7,000円の増額ですが、国庫補助金の増でございます。

14款県支出金2,451万1,000円の増額ですけれども、県補助金2,453万1,000円の増、県委託金2万円の減でございます。

18款繰越金は3,000円を増額しております。

19款諸収入69万円の増額ですけれども、主なものとしては、活性化センター電気料金の増でございます。

20款村債1億6,190万円の増額ですけれども、主なものとしては、ごみ焼却施設建設工事業1億5,590万円、塵芥収集車購入事業380万円の計上分となっております。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出の概要について説明をいたします。

2款総務費1,339万9,000円の増額ですけれども、主なものとしては、システム改修費と備品購入によるものでございます。

3款民生費2,440万5,000円の増額ですけれども、主なものとしては、臨時福祉給付金関係によるものでございます。

4款衛生費1億4,355万2,000円の増額でありますけれども、主なものとしては、ごみ焼却施設建設工事費と塵芥収集車購入費でございます。

6款農林水産業費3,134万9,000円の増額でありますけれども、主に農業振興費1,751万4,000円、シークワサー振興費929万円の増によるものでございます。

7款商工費84万8,000円の増額でありますけれども、主に企業立地奨励金によるものでございます。

8款土木費3,151万9,000円の増額でありますけれども、主なものとしては、大保集落排水路改修工事費と根路銘橋架替工事によるものでございます。

10款教育費9万1,000円の減額、これは人件費によるものでございます。

12款公債費61万3,000円の減額ですけれども、利率の見直しによるものでございます。

13款諸支出金1,513万円の増額は積立金によるものでございます。

14款予備費78万4,000円の増額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、4ページには地方債の補正分を記載していますので、お目通しのほどお願ひをいたします。

詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）平成26年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容については、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

歳入はなく、歳出のみの補正となっております。

1 款総務管理費12万3,000円、11款諸支出金3万2,000円をそれぞれ増額し、増額分を12款予備費15万5,000円減額しております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）平成26年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ1億5,440万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要を説明いたします。今回の補正は、151万2,000円の増額でございます。

歳入につきましては、4款繰越金151万2,000円の増額でありますけれども、委託料に必要な分だけの額を補正したものでございます。

したがいまして歳出については、1款簡易水道総務費151万2,000円の増額となり、委託料の水道施設更新計画151万2,000円の増額によるものでございます。

以上が歳出でございます。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,657万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

今回の補正は、56万2,000円の増額でございます。

歳入につきましては、4款繰越金56万2,000円の増額ですけれども、これは歳出の修繕費に必要な額だけを補正したものでございます。

したがいまして歳出については、1款公共下水道一般管理費56万2,000円で、これは浄化センターの修繕費によるものでございます。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第13 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について（大宜味村一般会計予算）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成25年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙として添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第14 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（大宜味村簡易水道事業特別会計予算）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙として添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第15 報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について（大宜味村一般会計予算）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり平成25年度大宜味村一般会計予算事故繰越し繰越計算書を報告する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙として添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

- 議長（金城 勇） これで報告を終わります。
-

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第16 報告第4号 大宜味村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第4号 大宜味村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第6項の規定により、大宜味村新型インフルエンザ等対策行動計画を別紙のとおり報告する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきまして、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（宮城 豊） 報告第4号について補足説明をいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、10年から40年の周期で発生する新型インフルエンザや未知の感染症がもたらす大きな健康被害と、これに伴う社会的影響が最小となるようにすることを目的とし、平成25年4月から施行しております。

それに伴い、本村行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき作成されて、未発生期から小康期までの6段階ごとの村の実施体制等を定めております。村といたしましては、今後とも村民に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

- 議長（金城 勇） これで報告を終わります。
-

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第17 報告第5号 平成26年度沖繩県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第5号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

平成26年6月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別冊にて添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時37分)

平成26年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成26年6月9日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年6月9日 午前10時00分)

散 会 (平成26年6月9日 午後2時57分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（金城 勇） 戸別受信機について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） それでは戸別受信機について質問をいたします。

この件につきましては、平成24年7月31日の第5回臨時会において、一括交付金により全戸を対象に9,098万2,000円が計上されていたわけなんですけれども、平成24年12月18日の第8回定例会において全額補正減となっております。大変期待をしていたわけなんです、大変残念な結果になってしまっているところであります。

その補正減の理由として、現行より、よりよいシステム、いわばグレードアップしたものを検討していきたいという答弁をいただいていたんです。この事業計画期間は皆さんが事業申請出しているものについては、平成24年度から26年度となっておりますが、現在、26年度もあとわずかしかないんですが、その戸別受信機の設置についての見通しについてお伺いをいたします。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それではただいまの御質問は、前田 孝議員の戸別受信機については、先ほど議員から御指摘があったとおりでございます、我々も気にしているところでございますが、一括交付金を活用して、戸別受信機を全戸に設置するという補正予算を平成24年7月31日の臨時議会で計上したものでありますが、平成24年12月定例議会で全額補正減しております。御指摘のとおりであります。

12月20日の本会議の質疑の中で、その理由を説明してまいりましたが、主な理由といたしましては、東日本大震災において、電池の液漏れやアンテナの老朽化から受信機が稼働しなかった事例や通信業者からの提案があり、音声と文字での通信が可能で福祉関係等に幅を広げることのできる携帯端末、あるいはタブレットへの変更を検討するため減額をしてきました。本村には、高齢者が多いことや、村全体が等しくサービスを受けることができ、台風時や冬の戸を閉め切った住宅内での受信、または平常時の通信手段として戸別受信機は有効だと考えております。今年度は、現在の屋外受信機の難視聴箇所世帯を多く優先整備し、次年度以降の全世帯配置に向け、県と調整し取り組んでいきたいと思っております。

- 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 確かに、今、村長が答弁なさっているように、本村は山間部にありまして、現在の放送施設で聴取が困難なところもあるんですよ。それで皆さん、平成24年12月20日の予算質疑の中

で私、質疑しましたけれども、今後、一括交付金事業について可能ですかという問いに、当時の担当課長は事業としては認めてもらっているので、次年度以降の展開というのは可能だろうと。内閣府のほうからもそのあたりの内諾は受けておりますと。その事業の持ち越しということでもありますので、再度申請は新たにやっていくんですが、非常に可能性は高いと考えているという答弁が当時の担当課長からあるわけなんです、その重要性について、やっぱり皆さんも十分御存じだと思えます。現在、次年度から考えていきたいというんですが、これは平成26年度までの一括交付金事業としての申請を皆さんやっておられたわけです。現在、その戸別受信機についての一括交付金、次年度以降に向かってはどのような動きをなさっているんですか、その辺、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの質問ですね、さっきの村長の答弁にちょっと補足して説明していきたいと思えます。

タブレット等、そういうのは利点等も多くあったんですが、文字で再度確認できるとか、そういうのがあったんですが、やはり本村の状況といいますか、高齢者が非常に多いということもありまして、そのあたりを使い切れるのかなという心配もありまして、今回、もう一度、戸別受信機のほうが有効ではないのかという、特に災害の、防災の上からは非常に有効であるということも含めてですね、再度検討していこうと。今回、一括交付金、平成26年度の大宜味村への割り当て分がまだ少々余っている、金額的に余っている状況です。それを踏まえて、平成26年度の追加案として企画を中心に検討、調整しながら進めていければなと思っております。平成26年、そういう芽出しができた場合に、また平成27年と、全戸への設置を目標にやっていきたいと考えております。さっき議員が指摘したとおり、内閣府からも以前内諾を受けている事業でありますので、再度復活という形で、もう一度再申請していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 再申請というお話なんです、これから新たにまた申請し直すということで解釈しているんですが、そのまま頑張っていたきたいと思えますよ。

それで平成24年度の沖縄振興特別推進交付金事業の計画の中での、皆さんが事業の必要性としてうたわれているのが、よく沖縄は台風銀座と言われて、台風襲来の多い県である。住民にとって自然災害対策の中で台風に対する対策は最重要課題である。既存の情報無線連絡施設は屋外にある拡声器を通じ住民へ情報を伝達しているが、台風時等に住民は拡声器のことを認知することはできない現状であるというのが、こういうことから事業が必要ですよという申請をされているんですね。それは共通の理解をするんですよ。そしてその事業がなされた場合の期待される事業効果としては、台風襲来時において災害情報や行政情報が正確に住民へ伝わりますということで皆様は申請されているわけですから、このような方針で今後も臨んでやっていってですね、ぜひ先ほど総務課長の答弁にありましたように、早い時期に一括交付金の事業でできるように努力していただきたいと思えます、その辺の決意のほどをお聞きして、この件については質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質問、ありがとうございます。

先ほど課長からありましたように、一括交付金の活用については、いろいろ行ったり来たりしているんですから、そういう状況の中でこれからしっかり、できるだけ早目の取り組みでいきたいというふう

に思っております。

○ 議長（金城 勇） これで戸別受信機についての質問を終わります。

次にゴルフ場跡地利用計画について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 次にゴルフ場跡地利用計画について質問いたします。

本件については、過去に明け渡し等、いろいろ裁判沙汰がありまして、裁判で勝訴したんですけども、まだその収入財源の見通しがついていないのは大変残念なことであります。ひとつこれも努力していただかなければならないだろうと思っています。

そしてその後において、太陽光発電事業が計画されておったわけですが、その事業が計画され、一筋の展望が開かれたものと期待をしていたんですが、この事業も現在頓挫してしまったということでございます。このゴルフ場跡地の問題については3月議会の質問で、新城一智議員の質問の中で出てきたわけなんですけれども、7社の申し込みを受け付けて、その後、書類審査を行って2社を予定候補として選定したと、会社名はまだ公表はできないというような新城一智議員への答弁が広報にもありました、載っているわけですが、このゴルフ場跡地の今後の利用計画の、現在の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまのゴルフ場跡地利用計画についての前田 孝議員の御質問にお答えいたします。

いろいろ御指摘がございましたが、ゴルフ場跡地利用計画の進捗状況につきましては、第2回3月定例会におきましても報告させていただきましたけれども、現時点の状況を報告いたします。

杣山地区の土地利用につきましては、企業誘致により有効利用を促進し、雇用機会への創出と定住促進、産業振興に寄与することを目的に、大宜味村企業立地促進条例に基づき、本地域の土地利用の公募をプロポーザル方式で実施し、平成26年2月7日に2社を土地利用予定候補者といたしまして、選定いたしました。選定されました土地利用計画の事業内容は、メガソーラー事業と沖縄在来の植物の栽培から加工までの6次産業化を目指す事業計画であります。

メガソーラー事業につきましては、経済産業省から公表されました沖縄本島内における太陽光発電の接続についての対応について、既に沖縄本島内の太陽光発電の接続申し込み量が沖縄電力の接続限界の57メガワットに達し、本事業の発電を沖縄電力へ接続できるか、幾つかの問題があります。1点目は、大型蓄電池の併設が求められることによるコストの増大。2点目には、奥間変電所への系統連系となり、送電計画の大幅な見直しと設備用地の確保が容易でないことがあります。義務づけられております。沖縄電力への系統連系承認の手続につきましては、経産省より再生可能エネルギー特別措置法に基づく設置認定の取得後、本審査に伴う検討手数料の支払いを5月13日に済ませており、審査が開始されておりますが、回答は8月になるとの報告を受けております。

なお、他1社につきましては、計画地の一部6万6,000平方メートルにおいて、農地開発をメガソーラー事業との同時開発を希望していることと、施設の本格着工を平成27年度に予定をしております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 現状は理解しているわけなんですけれども、そこですね、この会社あたりと契約等をする場合にですよ、前にもお話したんですが、名護市あたりにおいては、この事業を始めるまでの1年間の契約をなさって、それからその後、新たに20年間の賃貸契約を結んでいくというのが名護の方式なんです。ゆかり牧場跡ですね。ですから、去る企業の場合にはそういう1年間の準備期間ということもなくて、すぐそのままの契約を20年間やってしまったと。そのときに問題なのは、やっぱりその会社の自己資本比率なんです、問題は。資金計画を出しなさいといったら、借入金でも何でもやって資金計画を出しますよ、誰でも。まず資金能力の問題でこれ頓挫したと言ってもいいと思うんですよ。今後、会社とそういう契約をなさる場合においては、自己資本比率というのをきちんと把握してやらないと、また二度、三度同じことがあっては困るんですよ。委員会の中でも私申し上げましたね。二度あったら大変なことになりますよということを言ったら、そういうことがないように頑張りますと。当然、頑張りますとしか言えないですよ。だから自己資本比率というのは一番大事なことだと、私は重ねてそれを申し上げておきたいと思います。

それで名護方式の契約に基づいてやっていただきたいと思うんですがね、そしてこれは公有財産、公の財産ですから、今後、このゴルフ場と直接関係ないんですが、今後の公有財産の跡利用計画等を定めていく場合に、やっぱり村民共有の財産ですから、村民の意見というのも募集しながら、あらゆる面からやらないと、すぐコンサルに委託しなさいとか、そういうことで絶対まかりならんと思うんですよ。村民の英知を結集して、その中からいいものをつくって行って、検討していくというのが大事じゃないかと思うんですが、その点、2点ほどありますけれども、お伺いいたします。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(山城 均) それでは、ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、予定候補地としての内定ということで進めているわけなんです、先ほど村長が述べましたように、現在、経産省の設備認定を受けまして、電力への本申請が5月13日に受けられたということで、その結果は8月になるという報告を受けております。その結果の報告を受けまして、本契約に進むわけなんです、議員から御指摘がありましたような、その企業の資本等、そういった事業計画を十分に確認をとりまして、その契約方法、即何年間とか、そういう決定ではなく、指摘にありますような審査を得て、単年の状況を見ながらとか、そういう方法の検討をしていきたいと思っております。

あと今後の公有財産の跡利用につきましてですね、今回の企業立地促進条例に基づきまして、その条例に基づいた公募という方法で進めてまいりましたが、今後、統廃合に伴う校舎の跡利用計画も予定等出てきます。それから現在、今の分遣所等ですね、そういったもろもろの施設も予定されておりますので、それらの利用につきましては、議員御指摘のとおり、今後、庁内で設置されております跡利用検討調査委員会等の審議を踏まえまして、広く村民の意見を聞くような方向で進めていく予定でございます。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 最後に確認をしておきたいんですが、まず、今後の、これはゴルフ場跡地だけの問題じゃないんですよ。今後の公共施設の跡利用については、やっぱり住民の声を募集して、住民の声を聞くというのが一番大事ですよ。それと、皆さんこれは3月のときに村長が平良英勝議員の質問の中でお答えなさっているんですが、大宜味村公共施設跡地等活用方策調査検討委員会の設置要綱を4月に設置したいという答弁があったんです。この設置要綱を私持っているんですが、これはことしの平成

26年6月2日からの施行と。おくられているんですが、その設置要綱の中を見ますと、この委員は副村長以下、役場の課長の皆さんだけなんですか。そういうのも住民サイドからもいろいろできるような配慮もせんと、ですから募集したらどうですかと、募集も必要じゃないですかと言っているんですよ。皆さん検討してやると、今から跡地の問題、公共財産の問題をこれやるの大変でしょう。やっぱり英知も結集してもらいたいということを強く申し上げたいんですが。

このゴルフ場跡地の問題について、名護方式の契約できちんとやっていただけるのか。そして今後の公共施設の跡利用計画については、先ほど課長も答弁ありましたけれども、住民サイドの意見も募集等、いろいろやって、その後からやっていかなければならないだろうということ考えているわけなんです。そうしないと、また1つ問題あるんですが、風力発電の場合の、事前の問題では話せないから住民からいろいろ陳情も出てきたということも、結果として出てきたこともあるわけですよ。だからそういうことも過去のいきさつを踏まえて、やっぱり住民の意見を聞くというのが一番大事なことだと、同じ村民が共有する財産ですよ、もう。何回も申し上げますけれども。名護方式の契約方式でやっていけるのか。それと財産の有効利用のためには、住民からの意見を募集してやっていく方向を考えておられるのか。最終的に2点を確認して質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの御質問ですね、跡利用計画の推進方法についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、議員から説明ありましたように、設置要綱につきましては、役場庁舎内の職員で構成しているということで、疑問等もあるかとは思いますが、これにつきましては、この委員会を進めながら、広く村民から、住民の希望アンケート等をとる予定であります。そういう住民意見を反映させながらこの委員会を進めていくということ考えております。その過程におきまして、また外部等の広く意見を聞く必要等がありましたら、またその辺の意見等も反映させながら進めていくと。この1年間で基本的な考えをまとめるということで、次年度にはそれをまたさらに明確にした計画策定、それから実施につなげる作業を進めていきたいと思っております。今年度におきまして広く住民に意見を募るということも重要な作業として取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御指摘、大変重要なことで、要するに事業を進めるときに村民の共有財産であって、村民みんなのものであるよと。その利用につきまして、活用につきましては、さっき課長からありましたように、できるだけ多くの方々の意見を収集していくという、声を聞いて事業化に進めていくという取り組みは非常に重要だと思いますので、検討したいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 契約のあり方、名護方式でやっていくのか。

村長。

○ 村長（島袋義久） 漏らして大変申しわけございませんが、契約のほうにつきましては、さっき名護方式とかというような形の提起もございましたので、我々は大きな、頓挫した経験を持っております。御指摘のとおり、その契約についてはしっかり検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に第四次総合計画の進捗状況について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは一般質問を行わせていただきたいと思いますが、第四次総合計画の進捗状況についてお伺いを申し上げたいと思います。

平成18年度に策定されました第4次総合計画の目標年度である平成27年度まで、あと1年余りになりました。その間、職員の努力や関係者の協力により多くの事業が実施され、村民から感謝されている反面、未だに未実施のものが多くあります。

その中で、島袋義久村長の施策の大きな目玉として設定されました三大プロジェクトの「塩屋湾外海公有水面埋立土地利用計画」と「長寿と癒やしの森整備計画」に多くの未実施事業が見えます。2つの計画とも村民の期待は大きく、本村の将来像を描く上で大きな影響のある事業計画であると考えております。

結の浜については、先人たちが守ってきた村有林野を埋立地に変え、役場や総合運動公園・産業用地・住宅・中学校・文化施設など、立地する新しい市街地の施設用地として計画され、本村の将来の発展に大きく寄与する長期的プロジェクトとして位置づけ、整備を強力に推進することとされています。

これまで村道、下水道のインフラ整備、村立診療所、村営団地、産業施設の整備に続き、平成23・24年度事業で結の浜公園・スポーツ拠点整備計画が策定され、それに基づき結の浜公園が竣工され、子供たちが喜び、親たちからも感謝されているところであります。「次は何ができるのかな」と村民も夢を追い、楽しみにしているところであります。

三大プロジェクトの実施については、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1点目に、スポーツ拠点整備計画が策定され、平成25年度の施政方針で体育館整備を進めていきますとされていましたが、平成26年度施政方針ではそれがなく心配しているところであります。実施時期、規模、補助事業について現段階での考えをお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、交流広場用地と学校用地が変更されましたが、策定されました結の浜公園・スポーツ拠点整備計画の変更計画を策定する予定はあるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

3点目に、長寿と癒やしの森整備計画は、いつごろの完成を目指して整備していくのか。具体的な整備内容についてお伺いをしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それじゃあ、ただいま平良嗣男議員の第4次総合計画の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

いろいろ御指摘がございましたが、大宜味村第4次総合計画の事業につきましては、村議会や村民の協力のもと、職員一丸となって取り組んできましたが、目標年次まで2年を切り、これまでの事業を総括し、課題を明確にし、取り組んでまいりたいと思います。

御質問の中の1点目の体育館の整備につきましては、大宜味村結の浜公園・スポーツ拠点整備計画に基づき、各種屋内スポーツ公認競技場の機能を持ち、生涯スポーツにも対応した体育施設、生涯スポーツ交流センターの整備を行うため、沖縄北部連携促進特別振興事業の平成25年度事業採択を目指して取り組んでまいりました。平成25年度の早い時期の採択を目指し、事業計画、その提出及びヒアリングを

行ってまいりましたが、連携事業として他地区の事業が着手したばかりの状況で新たな施設を建設するには時期尚早との見方が強く財務省、文部科学省にあり、あわせて東日本大震災の復興支援事業との関連もあり、非公共事業を箱物施設の実質的に計画の凍結が伝えられ、現時点での事業推進が困難な状況となっております。

2点目の計画用地の変更に伴う結の浜公園・スポーツ拠点整備計画の変更計画を策定する予定があるのかということにつきましては、策定されました整備計画の4点の基本方針として、1つ、対象緑地全体の整備方針、2、交流広場の整備方針、3、村民海洋海浜公園の整備方針、4、護岸緑地の整備方針が掲げられております。それらの整備方針を踏まえて、公園事業も実施してまいりました。変更計画の策定の必要性につきましては、交流広場の整備方針、長寿村のスポーツレクリエーションの拠点として、生涯スポーツ施設の整備とともに、交流、休養、散策空間として図ることと、主要スポーツ施設の整備方針等が定められております。現計画から計画用地の変更が生じておりますが、今後とも基本方針にあります機能を充足できる整備を進めていく考えであり、現時点での整備計画の見直しということは考えておりません。

3点目につきましては、平成25年7月に長寿と癒やしの森整備計画を策定いたしました。計画策定の視点は、村全体の将来像の柱となっている長寿と癒やしの里づくりの拠点となることを基本としております。具体的な基本方針としましては、1点目に、長寿ブランドに根差した多様な癒やしプログラムの提供、2点目に、長寿の森機能等中核拠点の整備、3点目に、全村長寿ブランド化に向けた多様な連携と推進体制の整備の3点を掲げ、実施に向けた事業スケジュールを各方針ごとに作成しておりますが、実施に至っていない状況であります。今後、基本方針を踏まえ、未利用の公共用地や施設を含め、民間活力を利用した事業展開を図ってまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 1点目のスポーツ拠点整備計画についてですが、先ほど村長の答弁の中においては、北部連携事業、そして文科省等の利用等でできないというような答弁がございましたが、皆さんですね、これまで大宜味村の結の浜公園、スポーツ拠点整備計画、これをつくるにしても大変な金をかけているわけですね。これはあなた方が大変苦労してつくり、いろんなフロアのもとに、流れのもとに施設計画、そして整備計画等をつくって事業を遂行してきているわけですね。その中で、先ほどの答弁で、結局その北部連携型事業ができない、文科省の事業ができないということがありますが、今、皆さん方大宜味中学校、そして小学校の統合、そういうものも行うというふうに進めている中で、その片方では体育館ができない。そうすると、子供たちの学校現場の環境整備ができないんじゃないかというように思うわけですよ。皆さん方計画しているものが、そういうもろもろができなければ、どういう事業を使って、どういう事業があるのかどうか。そこら辺を模索して仕事するのがあなた方の仕事じゃないかと私は思うんですが、どうなんですか。私はね、村長。村長はあとわずかな任期しかございませんが、村長は政治家として、自分の施策方針を実行するために、この3大プロジェクトというものを打ち出してやってきているんですよ。島袋村長の大きな目玉です、これは。これを実行するに当たっては、村長の指導が大変大きなものであります。今、そういう事業を行うに当たっては、財政面においても大変厳しいところがあるでしょう。私が調べた中で、大宜味村の実質公債費比率が平成30年には15.8%、要注意の村となるわけですね。18%以上が都道府県知事の許可がなければ起債もできないというふうな状況にきます。しかしながら、村長は政治家として、自分がやろうという、こういうプロジェクトを

持っておれば、そういう厳しい中でも自分の姿勢を通して事業を行っていくのが政治家としての仕事であると私は思います。そこら辺は後でお伺いしたいと思います。

そして長寿と癒やしの森の整備計画ですが、これはこれまでの長い間、いろんなことがありながら、その周辺の土地も買い求め、そしてその周辺の農家の樹園地を、もっとこれは広げて、観光農園として活用していこうというふうなことも行ってきたわけですね。それが全く前へ進んでいない。ただ、焼き物屋が今できた。しかし、焼き物ができても道路アクセスができていない。これは道路アクセスができることは、今、国頭や大宜味、東が行っているエコツーリズムとかですね、そういうもろもろがございます。三村のエコツーリズムはですね、連携した事業等も行っていらっしゃるわけですから、そのアクセスができることにおいて、三村の自然の山、野鳥等のそういうふうな鳴き声を聞きながら、あらゆるところから人を呼んで、三村の緑豊かなところをアピールできる。そういうことも長寿と癒やしの森の計画の中でいろいろとできるものだと思っているんですね。そういうことを考えながら皆さんはやったと思うんですよ。そこら辺も十分事業が進むようなことをやっていかないと、契約だけして、そのまま放置したらいかんじゃないですか。これは政治家としてやるべきものはやっていかないといけないと思いますので、そこら辺を後で村長の答弁をお聞きしたいと思います。

我々は、3回しかできませんのでね、あらゆる面で一応申し上げて、2点目、3点目というふうにいきたいと思います。

この結の浜のスポーツ拠点整備計画の変更計画を策定する予定があるのかと聞いたんですが、村長は全くないということだったんでしょうか。私ちょっと耳が遠かったからわかりませんが、そこら辺は、皆さん方がそういうふうな整備計画のもとで行っているわけですから、できなかったところはどうするかということは考えんといけないんじゃないですか。そこら辺を皆さん方、論議しながら、この結の浜の計画したものを一つ一つ実践していくというふうなことを行っていく必要があると思うんですが、村長の答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の、今回、平成25年から28年の北部連携促進事業の期間中に5年間の計画で大きなプロジェクトとして、先ほど村長が申しあげました生涯スポーツ交流センターの事業を採択に向けて取り組んできたわけなんです。この事業につきましてですね、北部連携という、北部地区の中の事業ということで捉えられまして、現在、その時期に北部地区内の市町村、2村で事業が同じような社会体育施設が進んでおりました。その中で文科省、特に文科省のほうで、要するにこの一地域で幾つ施設が、皆さんのほう必要なんですか。広域の連携に資する施設という捉え方をされまして、北部国頭三村での必要性ではなく、北部地域での必要性を強く問われまして、その辺の事業の凍結ということで、大宜味村の申請した事業のみではなく、ほかの村からの事業もこの期間においてはしばらく様子を見たいということで、今、保留という状況になっております。それを全く取り下げたという状況ではなく、継続して可能かということでその事業化を模索しているところでございます。取り下げたということではありません。今後、この事業期間が平成28年度で終了するということではありますが、今後の継続事業に期待をかけながら、この事業化に向けた取り組みをしていきたいと考えております。この体育館につきましてはですね。

長寿と癒やしの森事業につきましては、先ほど議員が申しあげましたように、やはりこの施設のみ

じゃなくて、長寿の森という、一中核施設のみじゃなくて、やっぱり村内の、村全域のいろんな地域資源を生かしながら、あと自然資源を生かしながら取り組まないといけないということで、私たち昨年度、事業計画を策定しまして、先ほど申し上げました、村長が申し上げた3つの方針に基づきまして、長寿と癒やしのプロジェクトを中核拠点施設の整備のみではなく、全村的な地域連携はもとより、施設の整備や人材の確保と育成、あと癒やしプログラムなどを主体的に実行する事業所と資金が必要となるわけでありまして、そのためには事業者、行政、村民及び関係者の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みの推進体制を形成する必要とあります。したがって、この事業の推進にあたりましては、大きな提案としまして、民間活力の導入を図る事業者への誘致活動を行いまして、事業全体を推進する推進体制を役場にもつくりまして、事業を推進していきたいと考えております。また、村全域での取り組みを考える場合におきましては、今後の予定されております統合移転後の校舎跡地利用計画、それらの関連も十分に検討しながら行っていきたいと。それで整備手法の考えとしましては、活力がありまして、持続発展可能な事業活動を展開するために、事業活動におきましては、民間の力を取り入れまして、アクセス、至る道路と給水等のインフラにつきましては行政で整備をしていく、基本を持ちながら進めていきたいということで考えております。具体的な整備ということでございましたけれども、その辺の整備を進めるためには、まずできることから積み上げる方式で取り組みまして、長期的視野に将来像を実現していくということで、まずその各エリアごとの整備を十分計画して取り組んでいきたいということで、この事業計画におきましては、1期から4期に分けた段階ごとの整備を進める方針を掲げておりまして、その実現に向けて取り組んでいくところでございます。

あと結の浜の事業計画の変更の予定につきましてなんですが、先ほど村長の答弁におきまして、現在における整備計画の見直しの予定は考えていないということではあるわけなんですが、この4つの基本方針に基づきまして、結の浜公園・スポーツ拠点整備計画が策定されております。それを、一応、この件につきましては、学校用地との変更に伴っての御質問だということでお答えしていきたいと思うんですが、まず当初の整備計画書に掲げられた計画との変更が生じております。そういうことで整備計画との整合性がとれているのかということに、そういうことの対応ができていいのかということだと思います。これにつきましては、先ほど説明しましたように、この交流広場の機能ですね、整備計画に掲げられていますいろんな機能を十分維持しながら、充足して整備計画を行うと、今後変更になった用地におきまして、それなりの機能を備えた計画を維持するというで考えております。そういうことで交流広場の事業実施に伴う時点におきまして、施設の基本計画において、それらの機能を充足できるような、まずは計画を策定して実施につなげていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど体育館の件について、連携型事業は取り下げではなく、進行しながら頑張ってやっていくということなんですが、もしですよ、皆さん方、今回、そぐわないということで結局は連携型ができないということ言われているわけですから、もしその連携型ができなかった場合に、どういうふうな事業を持ってきて皆さん方やろうとするのか。これは学校は進行して、移転しますよ。そういう中で体育館がなくて、子供たちがどういうふうにして雨降りやそういう中で体育関連の授業ができるのかどうか。そこら辺も並行しながら、本来は学校プラス体育館も並行しながら行うのが当たり前であってですね、そこら辺はこの連携型事業ができなかった場合にはどういうふうなものを使ってやるかということ、皆さん方は模索しながらやらんといかんですよ。そこら辺は、学校はできて、そう

いう施設が、体育館とか、そういうものがないということは子供たちは大変ですよ。そこら辺を文科省でもできないというのはこれはおかしいなと思うのだが、文科省の事業では、何と言いますか、学校の建物プラス体育館というものは、これはいろんなものがあるんでしょうけれども、規制があるんでしょうけれども、とにかく皆さん方が移転をすると決めた以上はそれを連携しながら行うということを考えないと、これは将来夢を持って頑張っていこうとする子供たちに対して、大変希望を失わせるわけですよ。あなた方のこのすばらしい整備計画を見ると、これにスポーツ交流拠点のことが書かれているんですよ。結局その中で、今、バスケットでしたら2面をつくっていくと。そしてバレーボール、いろんなもろもろがその施設の中には掲げられているんですね。あとはテニスコートとかですね、そういうものもだからみんな期待して待っているわけですね。特に皆さん御存じのように、今、体育館が2面できると、これは沖縄県には琉球キングスという、バスケットボールチームがあるんですね、それが優勝して、大変バスケットボール関連、ものすごく賑わっているんですね。全国にも引けを取らないような応援団がキングスの応援団なんです、沖縄県なんですね。子供たちがそういう体育館ができて、そういうものを見るだけでもいろんな勉強になって、希望を持ってやっていくわけですよ。そこら辺を鑑みながら体育館というのは並行して頑張らんといかんじゃないかというふうに思うんですね。そこら辺をひとつ、あなた方の希望、計画に乗ったことをはっきりとしたことを申し上げてもらいたい。

それと長寿と癒やしの森の計画については、これはどうしても、今いろんな民間企業を使ったこともやろうというふうなこともあります。そこら辺はそこら辺でいいでしょう。そういう中で、この整備計画に基づいて、これまで民間の土地を買い上げて事業を行うと、急いで買い求めたものだと思っているんですよ。だけどこれが進んでいない。そこら辺は今後、うまく生かすためには、皆さん方がいろいろ考えているはずですが、これは長寿と癒やしの森はお互いのすばらしい森を生かす中においても、その環境を生かしていくためにもそこら辺の事業の進捗を早目に進めてもらいたい。そういうことでひとつ行政の長として、村長答弁願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 大変すみません。先ほどの1点目の体育館の件だけ確認ということで私のほうから答弁させていただきたいと思います。

この体育館事業計画につきましては、あくまでも村立の体育館ということで、社会体育施設という位置づけで考えております。学校の建設におきましては、校舎建築、あと屋内運動場ということで体育館の建設が予定されておりますので、学校の教育活動におきましての支障については体育館のこの事業推進がおくれることによって影響を及ぼすということはないということで考えておまして、今後、議員から指摘がありますように、村へのサービスのおくれということになる点につきましては、やはりほかの事業等の導入も検討しながら進めていかないといけないのではないかと考えております。ただ、そこには財政的な問題もございまして、文科省等の直接の事業につきましては、定率補助ということで、今、頭を悩ませているところであります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、学校施設につきましては、体育館につきましては、村営体育館というものはそのまま継続して事業として残しておいて、あとそれをどういう事業を引っ張ってくるか、御指摘のことがございましたので、それはその方向で進めていきますが、体育館が、学校施設としての学校体育館はそのま

ま教育委員会の計画にのっとなって進められていきます。

そして今、3点目の件につきましては、長寿の森の機能とか、そういうことをしっかり生かしながら具体的に進めていきますよということをさっき申し上げましたが、大変おきていることは確かで、これ非常に申しわけないことだと思っております。皆さんが非常に期待をしていることであるけれども、なかなか前に進み切れていないということは、私の責任でもございまして、非常に気にはしているところでございますが、こういうことはできるだけ早目に、アクセスとかということも含めまして、できるだけ早目に具体化できるようにまず将来の取り組み、地域の意見を反映させていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ありがとうございます。

ちょっと今、体育館の件で総合体育館と村民向けの体育館があるわけですが、今、学校に対する体育館というのは、確認しますけれども、これ文科省のものでやるということなんですか。これプラス、私が総合体育館がなぜ必要かと言ったのは、先ほど言ったように、琉球キングスとかそういうものが、例えばそういうふうなところが大変頑張っていて、結局は観客数もですね、応援団も全国にないような琉球キングスの状況なんですよ。こういうものを総合体育館ができて、そこでいろんなプレーをさせながら、いろんなやることにおいて、子供たちが大変生きてくる。そういうことで、今学校独自の体育館もこれはできるというからいいんですが、本来はそういう総合体育館ができて、その中で伸び伸びとした子供たちがいろんなそういうイベントの中で活動している皆さん方のやっているものを見ながら、また自分らもやっていくというようなことをすることにおいて、この総合体育館がものすごく生きてくるんだと私思っているんですね。そこら辺を今の体育館が、学校独自の体育館ができるのであればこれはいいです。これ私ちょっと何か勘違いしているところがありましたけれども、しかしながら、いずれにしても、総合体育館というのは我が大宜味村には全く、運動場も今、大宜味小学校とか、大宜味小学校の体育館とか、そういうところを使ってお互いの村の行事は行っていない。そのためにも結の浜公園ができて、結の浜という土地を求めて、その中で唯一の広場がある、そこら辺をうまく活用した三村、北部には各、総合的なものがあるんですが、我が大宜味村には全くないわけですからね、そこら辺を早目にそういうふうな体育館とか陸上競技場とか、これは国頭村にある大きな競技場をつくる必要はないですよ。そういうふうな地域の人が使えるような運動場とかそういうものを総合的に考えて、つくっていく必要があると思うんですね。そこら辺を、だから行政の皆さん方は大変予算面においてもいろんな規制があって厳しいところがあるでしょうけれども、ひとつ目標に向かって頑張っていくということをですね、行ってもらいたい。そういうことでひとつ、もう一度ですね、この私の3点について、すぐできるものと、そしてどのような事業を持って考えてやっていくということを再度答弁願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは再度、平良議員にお答えしたいと思います。

1点目の総合体育館の事業推進につきましては、現時点でも、先ほど申し上げましたように、北部連携事業において予定をしているということでございます。その状況を踏まえながら、御指摘にあるような他の事業等の導入が可能なのかということも検討しながら進めていきます。現在進められておりま

す結の浜の学校建設におきましての体育館につきましては、今回、単独の中学校ではなく、中学校規模と小学校規模を足した、これまでより広い体育館が予定されているということを聞いております。バスケットコートにつきましては、3面程度とれるような広さじゃないかということも聞いておりますので、その総合体育館の事業の進みぐあいによってはそういう学校施設の開放という状況で利用させていただきまして、その整備を進めていきたいということを考えております。

2点目の用地計画につきましては、御指摘にありますような当初計画で策定されました事業計画に基づいた事業の推進ということになります。交流広場と学校建設予定地の変更ということになります。それらにつきましては、この計画書の方針を十分に把握しまして、その機能を損なわないような施設の整備方針を継続していきたいということで考えております。

あと3点目の長寿と癒やしの森の整備計画、これにつきましても御指摘のように事業のおくれを来しているわけなんです。今、水面下ではそういう事業者の誘致等、その辺の動きをしているところでありまして、なかなか条件等、合致しないというところもあります。今後も積極的にその計画に見合う事業方針を持った事業者を確定しまして、民間の活力を導入しまして事業推進を行っていきたくて考えております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時05分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◇ 安里重和議員

○ 議長（金城 勇） 次に、次期村長選後継者について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは次期村長選後継者についてお伺いしたいと思います。

去る3月定例議会において、島袋村長に9月に行われる村長選において後継者はいるのかどうかについて質問したところ、まだ考えていないという答弁でしたが、その後、後継者は決定したのかどうかお伺いしたいと思います。村長、よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの次期村長選後継者についての安里議員の質問にお答えをいたします。

議員の皆さん方、あるいは村民の皆さん方の御協力のもと、3期12年間村長として数々の施策を展開してまいりました。その中で結果を出せたものとか、あるいはまだ進行中、あるいは道半ばのもの等があります。特に道半ばの施策については、私の意思を十分に理解し、実施能力を有することが後継者としての必要不可欠な条件であります。これまで豊かな行政経験を生かし、常に先を見通しながら、持ち前の指導力、実践力を発揮、施策の実現に全力投球で取り組んでおります。現副村長の山城清臣氏を後

継者として、私として決定いたしております。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 村長、答弁ありがとうございます。

後継者は、副村長の山城清臣ということですが、副村長は承諾済みだと思っておりますので、村長選挙について一言もしあればよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） ただいま村長から後継者ということで指名をされておまして、大変光栄に思っております。私は2年間、村長を2年余り、副村長として村長を支えてきたわけでありましてけれども、その間、私なりで、私自身の課題を含めて、自分なりである程度整理できたかなと思っております。したがって、村長の意思を尊重し、村長が考えた政策の実施に向けて邁進をしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） これで次期村長選後継者についての質問を終わります。

次に生活道路の安全確保について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは生活道路の安全確保についてお伺ひしたいと思います。

生活道路とは、地域に生活する人が主要道路に出るまでの利用する道であるが、我が田嘉里区民は、土地改良区の農道を利用しています。出入り口付近にはS字カーブもあり、幅員も狭く、非常に危険性の高い道路である。また大雨や台風時には冠水し、通行止めも多々あります。

去る5月23日、区民の要請により副村長直々にその危険箇所を調査してくださいましたが、どのように感じたのか、また安全対策を講じるのかお伺ひしたいと思います。

また余談になるかと思われませんが、その後、6月1日日曜日には村長を初め、課長全員で調査していただきました。お疲れさまでした。

それでは村長、答弁よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それじゃあ、安里重和議員の御質問にお答えをいたします。

生活道路の安全確保の重要性については、村といたしましても承知をしております。まず初めに、その道路は平成4年3月18日付、土地改良区内の農道から村道へ認定し、平成5年3月26日付で供用開始された村道安志良原線であります。現地を調査した結果、出入り口付近はS字カーブで幅員も狭く、また大雨等でたびたび道路冠水し、通行どめが発生していることは確認しております。その道路は、田嘉里区及び謝名城区の多くの方々が利用する主要道路で緊急性が高いことから、S字箇所と終点の旧国道の対面にカーブミラーの設置を行います。大雨時の冠水時及び幅員については、道路の縦断勾配と道路線形を修正する特殊改良一種事業等があります。道路ストック総点検においても、本年度当該道路を点検する予定となっておりますので、特殊改良一種事業及び道路ストック総点検での修繕計画で採択が可能なのかを検討し、S字の幅員が狭い箇所については田嘉里側の河口付近の護岸が村道との境界になることから、護岸の一部を取り壊しを行い、幅員の確保が可能なのか、県北部土木事務所と協議を行ってまいります。

次に起点付近から里道を利用する6世帯の方々が住んでいますが、山手の雑木が茂り、特に台風時の

強風で枝が揺れ、その要因等で落石が落下して危険性が高いということから、早急に伐採を行い、安全、安心な生活道路の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それではあと2点ほどお伺いして、質問を終わりたいと思いますが、今、協議という言葉が出ましたが、その協議はいつごろになるのか。

それと村内に危険箇所は多々あるかと思いますが、今後、村内で危険箇所を村行政でみずから調査を行ってもらえるのかを伺い、質問を終わりたいと思います。担当でもどちらでもよろしいです。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） ただいまの安里重和議員の質問にお答えします。

協議はいつ行われるかという質問なんですが、村道安志良原線ですね、議員指摘のとおり、S字箇所の幅員が狭いということで、5日に私のほうで写真を撮って、県の北部土木事務所のほうに協議を行いました。その結果、翌日6日に県の担当のほうから電話をいただいて、現地を確認したところ、S字箇所の護岸は土砂が結構堆積しているわけです。河川機能が、ほとんど護岸の役割を果たしていないところから、村の協議次第では一部の護岸の取り壊しが可能だと聞いております。それで細かい護岸の取り壊し方法とか施行方法については、再度村のほうで検討して、また早目に土木事務所と協議を行ってS字箇所の道路の確保を緩和していきたいと思っておりますけれども、また山手側のほうも1メートルほど残地がありますので、そのあたりを拡幅して、できるのか、全体的に検討して北部土木事務所と協議を早急にやっていきたいと思っております。

2点目に、村内の危険箇所が多々あるというのは、議員指摘のとおりですので、村としても把握しておりますけれども、うちの建設環境課におきましては、平成25年度において村道48路線、延べ延長77キロございますけれども、道路ストック総点検においてですね、平成25年度中は半分の24路線点検しております。本年度も当該道路を含めて残りの路線を点検してまいりますけれども、それにしただがって、危険な箇所とか老朽化、そういった修繕計画を早目に策定して、次年度以降に実施につなげたいと思っております。並びに村道はあっちこっち舗装関係がいたんでおりまして、ひび割れとか陥没とか結構ありまして、今度6月定例会のほうで補正予算を計上しておりますコンクリートの原材料費なんですけれども、できることは、役場職員でコンクリートを注文して、みずから危ないところを改善していきたいなと思っております。やはり安心、安全な村づくりをという、基本構想にもあるように、危険箇所を把握すれば、みずからできることはすぐやるということを基本的に置いていますので、早目に実施していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に喜如嘉区内クラニー橋の手摺の設置について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきます。

喜如嘉区内クラニー橋の手摺の設置についてお伺いします。

喜如嘉区内の大門橋架け替え工事が完了し、喜如嘉区民は大変喜んでいるところであります。

クラニー橋は、喜如嘉区の主要道路にあり、学校児童生徒の通学路と区民の生活路として利用されていますが、橋の手摺がなく、区民は手摺の設置を強く要望するところでもあります。安心、安全を考えると、早急な整備が必要であろうと考えますが、村長の意見をお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の喜如嘉区内クラニー橋に関する御質問についてお答えいたします。

現地を確認いたしましたところ、クラニー橋の中腹高が50センチ程度あり、中腹が車両の転落防止柵として役割を兼用しておりますが、しかし、歩行者用の転落防止柵がないため危険な状況だと認識しております。平成22年度において橋梁の長寿命化修繕計画を策定しております。45橋中、クラニー橋も点検し、修繕計画を策定しておりますが、策定計画では、クラニー橋は架け替えではなく、床板のひび割れの修繕を平成33年に予定しております。その際に、転落防止柵も同時に予定をしておりましたが、緊急性に鑑みて、転落防止柵の設置を前倒しを行い、安全、安心な道路の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） この橋は、手摺50センチぐらいで村長が答弁なされたとおり、車の転落防止柵だと私は認識しておりますが、この橋は手摺がなく、子供たちが毎日学校通学路、また区民が生活道として頻繁に通う橋でありまして、大変危険なところでありまして、実はですね、この橋も十数年前、この橋から転落して区民が大きなけがをして、いまだに後遺症が残って仕事もまともにできない状態にある方がいらっしゃるということをお聞きしておりますので、ぜひですね、早急に改善してもらいたいと思います。平成33年の架け替え工事も予定しているということですが、前倒しで早急に手摺をつけるということで答弁をもらいましたので、ぜひ一日も早く手摺の設置をお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。以上で終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 具志堅 朝 秀 議員

○ 議長（金城 勇） 次に江洲区内の村境界に関して、具志堅朝秀議員。

8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） それでは一般質問させていただきたいと思います。

江洲区内の村境界に関して。

江洲区では、昭和35年に東側に入植した家族がおります。その2軒に関しましては、固定資産税は東村、住民税は大宜味村と取り決められております。そこで次のことを伺いたいと思っております。

1点目に、新たに家を建てた方に対しては、同様なことが可能なかどうか。

2点目、この地域のインフラ整備に関して、東村側と話し合いが可能なかどうか。

以上、お伺いしたいと思います。御答弁よろしくお祈りいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの具志堅朝秀議員の江洲区内の村境界に関する質問についてお答えを

いたします。

固定資産税に関しましては、地方税法第342条に、当該固定資産所在の市町村において課すとありますので、新たに建てた家の地番で賦課することとなります。個人住民税に関しましては、個人住民税の納税義務者は、地方税法第294条第1項第1号に示されているように、市町村内に住所を有する個人と規定されております。新たに家を建てた方に対しても同様なことが可能なのかという御質問でございますが、地方自治法第10条第1項で、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とするとされておりますので、村といたしましては、認められないものと判断をいたしております。

2点目のこの地域のインフラ整備に関して、東村との話し合いが可能かということでございますが、この地域のインフラ整備は、水道については大宜味村の簡易水道、ごみ等の回収についても大宜味村の一部として対応しております。道路につきましては、県による移住地整備事業で整備が完了しています。今後の整備に関しては、事業主体を明確にするため、東村と協議してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 村長から前向きな意見をいただきまして、どうもお礼申し上げたいと思います。

なぜ家建てた人という話なんですけれども、最近建てて、江洲区に入りたいということで、それは明確にしたかったことでお聞きさせていただきました。

次にインフラ整備に関しては、村長おっしゃるとおりで、東村の土地でございますので、東村に協議していくのが当然かと思えます。それといい意見をいただいたので、今後とも、行政として多々いろんな問題があるかと思えますけれども、この地域に関しては、東村と色々な話し合いをして、ここに住んでいる住民の方がちゃんと生活基盤ができるように配慮していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で具志堅朝秀議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に塩屋区の危険防止及び災害対策について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質問に入る前に、ちょっと私語ではありますが、先ほどの村長の後継者問題については大変がっかりしました。4年前、個人的にお話ししたことについて、内容は言いませんが、本人はわかると思っておりますが、これを聞いて本当に幻滅しました。本人の本心ではないと私は信じております。

これから一般質問に入っていきたいと思えます。

塩屋区の危険防止及び災害対策について。

塩屋区において、危険と思われる箇所が数カ所あり、事が発生する前に未然に被害・災害を防ぐことが大事だと思いますが、村として対策を講じるか、その対応について、下記の三点をお伺いします。

1番目に、大川共同店から塩屋小学校に通じる通学路と護岸の段差が1メートル余りあり、転落する危険があり、その防止対策について。

2番目に、塩屋公民館裏手の中山公園からの豪雨時に住宅への流水がひどく、また土砂崩れの危険も

あり、早急の対策が必要と思われませんが、その対策について。

3番目に、塩屋橋から塩屋小学校に通じる海岸沿いの越波に伴う砂利等による家屋・住民への被害防止対策についてお伺いしていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の塩屋区の危険防止及び災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の議員御指摘の通学路は、村道塩屋小線と隣接する旧護岸段差のことで、高低差が約1メートル、延長が60メートル程度あります。これは平成2年から平成5年にかけて沖縄県北部土木事務所において、塩屋地区海岸護岸整備事業の一環として整備されたものであります。旧護岸と整備された護岸の間、約3メートル程度のコンクリートたたきがあり、そこが通学路として利用されていますが、十分な安全対策が講じられていない状況にあることは認識しております。旧護岸を含む護岸は、沖縄県の管理であることから、北部土木事務所に対して現状を説明し、改善を要請してきたところであり、沖縄県からは当該護岸は沖縄県管理であり、転落防止柵の設置については、今後、実施に向けた具体的な協議を行ってまいります。

2点目の塩屋区の危険防止及び災害対策については、本村の地形上、急傾斜地域が多いことから、村内各地で同じような事例が報告され、また区長さん等から対策の要望があります。場所については、民有地や道路用地等があり、木の伐採や簡易な対策の応急措置で対応できる箇所、大がかりな対策が必要とする箇所とあります。議員御指摘の箇所も含めて、災害防止の観点から調査を実施してまいります。その結果を踏まえ、地権者、当該区と協議をし、有効な策を検討してまいります。

3点目の塩屋橋から塩屋小学校に通じる海岸沿いの越波に伴う砂利等による家屋・住宅への被害防止対策については、平成24年9月16日、台風16号、9月29日、台風17号と相次ぎ襲来し、当地域の護岸を越える波が押し寄せ、砂や石が打ち上げられる状況を区長さんより報告と写真等で確認をしております。この報告を受け、県漁業漁場課へ状況報告を行い対策について協議を行ってまいりました。その結果、高潮対策事業で護岸の嵩上げが可能であるが、景観上の問題があり、塩屋区や地域住民と協議し、対応したい。浜へおける階段部分から波の流入と砂や石が打ち上げられる状況があり、扉の設置を地域住民と協議して対応していきたいと思えます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま村長の答弁で、3問とも大変前向きな答弁でありましたが、1番目です。ね、共同店から塩屋小学校に通じるこの道は、北部土木事務所に前に聞いたところ、排水がありますよね、排水の中側は村の管理でやってもいいというふうな話を聞いた覚えがあるんですが、その辺を確認して設置したらどうかというふうに思っております。なぜこの道路に危険防止が必要かという、これは村長もわかるとおり、その段差は夜暗くなると、この間は街灯もなく、薄暗くなると護岸沿いのところの道路と高さが平行に見えて錯覚を起こすこともあるわけなんです、これが同じ水平に見えたりですね。そういう危険性もあることだし、実際、そこから転落してけがして救急車で搬送された事例もあることだし、ぜひですね、ガードレールというものじゃなくてもいいし、ガードパイプ等でもこういった措置をやったらどうかというふうには思っております。

2番目に、区長さんからもこの件に関しては2カ年ぐらい前か、3カ年ぐらい前かわからないんです

が、役場に要請して土のうで何か応急処置してみたいなんです、この土のうを積んでも効果ないと。大雨が降ったときには全然効果がないと。これ例えば流水だけの件なんです、この地域もちょっと土砂崩れに影響するような土質的にあると思いますので、水が流れれば土砂災害を起こす危険性もあるわけなんです。そこをどういうふうに対策していくか、先ほど村長の答弁にもあったんですが、これは中山公園に上がる途中までは排水溝の設備もされておりまして。その上からの流水が全部住宅に流れてくるようなことと私は思っておりますので、その排水対策をすればこの水の流れを排水につないでいけば、流水によって災害を起こす危険性もなくなるんじゃないかというふうに思っております。これも先ほど村長が言ったとおり、この地域は特に村の防災計画の中にも急傾斜地域の崩壊危険箇所ということで、ちゃんと指定もされておりますので、こういった地域防災計画の中にも基本理念として村民の身体、生命、財産を守る安心、安全な村づくりということにうたわれておりますので、ぜひ災害が起こらないような整備を行うように検討してもらいたいと思います。

あと1点は、こっちで参考として、今、トンネル工事が進んでいる中でありますが、そういったトンネルの上ということで、何か土木事務所との調整はできないのか。整備することができないのか、その辺も検討してもらって対策をまず練ってもらったらどうかというふうには思っております。

あと3点目の、これは塩屋小学校の、村長も写真は見たと言っておりますが、この塩屋区から、この写真と何かビデオを役場に提出して出していると。区長さんから私報告を受けました。これを見てみると、確かに海岸ですね、村長から堤防の嵩上げということがありましたが、嵩上げすると、景観がどうしても見づらいと、この原因は何なのかという、この地域にはもともとは砂はなかったわけなんです、砂がね。これは前の橋、赤橋の時分は、この一帯に大変砂が前まで堆積して、そこは全くなかったわけなんです、これ。どういう潮の流れが、いろいろ気象条件によって、新しく橋ができたことで潮の流れが変わったのか、またいろんな条件によって潮の流れが変わってですね、この砂が全部こっちに堆積して、そのために波も越波するし、写真を見てのとおり、大きな石もごろごろころがっているし、これが例えば台風時の災害対策の、例えば住民はですね、台風対策をしている途中で石が飛んできて、頭を打ったら大変なことになりますので、まずは嵩上げというよりは砂をどういうふうに変えていくか、その辺の対策が必要と思うんですが、どうですか。その辺の状況についてちょっとお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） じゃあ、先ほどの大城佐一議員の質問にお答えします。

3番のほうを答えたいと思います。確かに議員おっしゃるとおり、この越波する原因が何かということを見たところ、ちょうど大城カオルさんの家ですか。その前の海岸がかなり砂が貯まっている状況でした。それで今現在では、当時、24年当時と今現在でも砂のたまり様がまたかなり変わってきてしまって、塩屋橋あたりの砂がかなりなくなっている状況にあります。今回、漁港整備の中でも砂どめ堤とかの計画があるものですから、またそういったものを設置することによって波の流れが変わってしまって、砂のたまり方が違ってくるのかなということを感じています。それで一番いい方法としては、嵩上げしたほうがいい方法ではあるんですが、嵩上げした場合には地域の景観というのがものすごく悪くなる状態で、ただ平成24年当時と今現在の砂のたまり方もかなり変わってきているものですから、そこら辺をちょっと様子見ていきたいなと思っております。ただ1点、今すぐにできることなんです、海岸におりる階段が2カ所あるんです。前回の台風のように北風になると階段からまともに波が上がる

ような状態があるものですから、そこら辺を扉を設置することによってかなり防げるんじゃないかなと思っていますので、これもちょっと地域の方々と協議しながら、早急に整備していきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 2点目の件についてなんですが、議員指摘のとおり地形的にも急傾斜地であるということと、先ほど村長が答弁したとおり、早目にどういう状況なのかということも調査入れて、この水の流れが果たして排水でとまるものなのか、そのあたりも含めて調査して、その対策についてはどういう事業が可能なのかということも含めて検討はしていきたいと思います。調べたところ、字有地とそのほか民有地ということがわかっております。そのあたりの民有地も含めて、やはり地権者の協力がなければできない事業だと思います。そのあたりも含めて地権者とまた協力のお願いもしながらやっていきたいと思います。

土木事務所に対するトンネル工事についての協力願いとということなんですが、それは向こうも恐らくこの地質というのは調査されているかと思います。そのあたりも含めてそういう地形であるということを再度申し入れして、協力のお願いもできるものはやっていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、総務課長からあった答弁ですね、土木事務所のトンネルの件は、例えばトンネルのちょうど上のほう、そこもですね、水が流れてきた場合にトンネル上から道路に水と土砂が流れる可能性がありますよということを含めてお話ししたら、この防止のためにもこうしたほうがいいんじゃないかということをお話ししたらいいと思います。直接、トンネルの上を見ると、上から水と土砂がこの道路に流れている感じで、土木事務所の管理上、上を整備したほうが自分らの道路、またいろいろやったりする提案も省けることもあると思うので、その辺はこういうふうな状況でということでお話ししたらどうかと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

塩屋橋からの産業課長の答弁ですね、やっぱり土砂どめの影響も潮流に関係しているのか。こういった潮流とか、その辺の専門家と調整して、この砂の流れを、この砂を掘削したり、重機入れたりするよりはどういうふうに変えれば砂は自然になくなるもので、その辺の対策等も、その辺を考えてもらいたいと思います。なぜですね、この3問とも今、早急にいろいろ答弁ではですね、対策を、調査して対策ということ、今いろいろありましたが、やっぱりこれは災害、人災、いろんなものが起こる前にやらないと、起こった後からでは意味がなくなります。全国、県内でもいろいろこういった事件、事故を見てみると、何でこういった防止をしなかったかと質問している、いろんなニュースを聞いていますよね。やった場合には、私、こういった行政としての予算上、財産上、何とか何とかということやっております。しかし、いざ犠牲者が出た場合には早急にやるわけなんですよ、すぐ。この予算どこから来たのかわからないんですけども、やるわけなんです、早急にね。犠牲者が出た場合には、すぐ手がけるわけなんです。しかし、犠牲者が出て初めてやっても意味がないわけなんです、こういったことはね。出る前に早急にこういった対策を打てば、行政自体も何百万円かで済む予算を、何億円かというまた賠償問題にも発展しかねない問題ともなりますので、ぜひですね、財政厳しい中ではあるんですが、ぜひこういった対策を早目に講じるようお願いしたいと思います。

ちょっとこれは通告外ですが、大工又の農道もですね、あっちこっち穴があいております。あれも何か月か放置されているんですが、そこもですね、また、こっちな、もう少し大きな穴があいて事故でも

起こした場合のまた賠償問題ということもありますので、こういったものもいかに早目早目に対策をして村に賠償がこうむらないような対策もぜひ検討していただければなと思いますが、最後に村長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御指摘ありがとうございます。

我々、考えなきゃいけないのは事故の前々ということを常に意識しながら努めていきたいと思うし、そのためには現状の把握というのが大事になってきますので、それは県とかそういう機関との調整も含めて、調査を含めながら前向きに進めていけるような対策を考えていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで塩屋区の危険防止及び災害対策についての質問を終わります。

休憩します。

(午前 11時57分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

○ 議長（金城 勇） 人材育成基金の活用と管理について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これより2問目の一般質問に入りたいと思います。

人材育成基金の活用と管理について。

平成20年度より実施された人材育成助成事業においては、多数の方々に助成をし、人材育成に寄与されたことと思います。

これからも未来ある村の宝である大切な村内の子供たち、また各分野で活躍をされている皆様のために実りある助成事業であることを切に望むしであります。

そこで、これまでの活用と事業を運用するにあたり、その管理についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

大宜味村人材育成基金条例に基づき、大宜味村人材育成事業助成金交付要綱を定めて、助成事業を実施してきております。助成の内容は、海外短期留学を初め、児童生徒のスポーツや文化等の全国大会への派遣助成が主な内容であります。事業を進めるに際しましては、人材育成基金条例及び助成金交付要綱に定めております手続等を踏まえながら、運用させてもらっています。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの答弁では、この大宜味村の人材育成基金条例もしくは人材育成事業補助金交付要綱に基づいて事業実施しているということですが、この内容について、運用についてちょっと聞いてみたいと思いますのでよろしくお伺いしたいと思います。

まず、平成24年度までの実績、ちゃんと監査もされているわけですが、その中で出納簿がないと。監査もこの紙切れに収支内容、支出内容を書いてですね、それで監査されているわけです。この交付要綱を見ると、この第15条には要綱を運用するに当たり、次の帳簿を備える。助成金の交付整理簿、2番目

に出納簿、その他必要な帳簿、審査会に次の帳簿を備えるようにというふうになんと要綱にはうたわれているが、出納簿がないと。これも人材育成基金の目的、条例に関しても目的はこの利息のほうから積み立ててこれを活用していくということなんであるが、これはあくまでも歳計外の公金であって、ちゃんとした管理が必要ではないのか。この1点。

あと1点、この実績を見ると、平成24年4月4日、海外短期留学派遣先視察研修、住所は大兼久、名前はちょっと伏せてはありますが、これは視察研修とあるんですが、どういった目的での視察研修なのか。誰が視察研修へ行ったのか。その1点。

あとですね、ちょっとこれは、これ自体は海外短期留学、大変喜ばしいことではありますが、この交付要綱を見ると、外国は限度額30万円ですね、この内容を見ると、1人38万円出されているわけです。その内容を見ると、派遣助成は30万円、あとプラス8万円、諸経費とあります。この諸経費も、8万円というのもこの中から出されているのか。限度額はちゃんと30万円と要綱にはうたわれております。そういった、どういうたぐいのものなのか、この諸経費というのは。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 出納簿がないのではないかとということではありましたが、出納簿にかわるものはあると思います。監査のほうにもちゃんと監査されておりますので。

そしてちゃんと管理されているかということなんです、やはり公金ですので、基金、有利な方法で運用させてもらっています。1億円ずつを10年国債を購入して、有利な方法で管理して運用しております。

それから平成25年4月の視察研修の目的ということですが、これは平成24年4月に10日間、視察研修ということで私が行ってまいりました。この事業は、海外短期留学実行委員会、これは1市5村で構成している団体ですが、この事業を円滑に進めるためにぜひ派遣先を視察研修しなければならないという状況で、この事業を円滑に進めるために視察研修に行かせてもらいました。そのときに、私が行ったときには、北中城村の教育長とそこの議員1人、そして伊平屋村の議員1人と私が行ってまいりました。東村も当初予定しておりましたが、現地での乗用車の定員の関係で東村は派遣しておりません。去年はですね、また南城市の市長、北中城村の村長、東村の教育長が約10日間ぐらい現地のほうへ行っております。現地ではワシントン州立大学、それからゴンザガ大学、スポケインのコミュニティ・カレッジ、それとミネソタ州のセント・ベネディクト大学とセント・ジョーンズ大学を視察してまいりました。これまでは主にセント・ジョーンズ大学が留学先でありましたけれども、今年からは中学生はワシントン州立大学、高校生がゴンザガ大学ということで、私たちが視察した大学に今回から行くことになっておりまして、この事業を安全に子供たちに進めるためにも、ぜひ現地の様子を、現地の教育環境を確認しておく必要があるという思いから視察研修に行かせてもらいました。

それから交付要綱で外国が30万円というふうになんとうたわれておりますが、これは個人に30万円の助成をしておりまして、この助成だけでは、個人に助成を払って、その個人からまたこの実行委員会のほうに金を払うわけですが、それだけでは海外短期留学運営はできませんので、さらにそれに加えてプラス8万円を事務局側から諸経費に充てる意味で別途費用を負担しておりますので、トータル的には38万円と、個人には30万円の助成と、そういう計算になっております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） これ研修は、別に行くなどは行ってないよ、この予算の出しどころを間違っていない。これどこに助成金の交付要綱、基金条例、どこに研修へ行ってくださいという要綱があるのか。これ大きな間違いじゃないの。交付要綱に従ってちゃんと運用してくださいよ、これ。あなた間違っていますよ、この30万円、研修費。研修行くんだったら別の予算で行くべきであって、何で子供たちの大切な基金からあなたが使っていくの。そしてさっきの8万円なんですけど、これ僕の聞き違いかわからないんですが、職員に充てる8万円ということをちょっと聞かされたんですが、これ間違いはないですか。8万円は職員に充てる8万円というふうになんか聞かれたんですが、そういったことも、例えば子供たちがこれちゃんと要綱に、12条関係でちゃんとやられているわけなんですね、第9条の1項に。こうして中学生、高校生が参加する場合、語学研修に参加する中学生、高校生、かかる経費の3分の2は助成、限度額を超える場合は、限度額ということで30万円限度額ちゃんとうたわれているんです、うたわれている。こういう8万円も別にかかるのであれば、何でこれに書いてから38万円としないの、これ。要綱はただのペラね。どういうことに基づいてこれ執行しているの。じゃあんたがこれ30万円はこの育成基金からもらった、かかる研修の日当、出ていると思いますよ、これはどこから出たのか。これも、まずはこの30万円が出た自体がもう問題、大問題。これから出せるはずがない。この要綱を見ると。

そこでですね、ちょっとこれもお聞きしたいんですが、この私たちが持っている例規集ですね、例規集の要綱にこの12条関係、これは第9条の第5号までしかありません、私が持っている例規集には。しかし、教育委員会からもらったこの12条関係の9条の6号まであるんですよ、6号まで。これはどういうことね。しかし、この人材育成事業助成金交付要綱、平成20年2月26日、教育委員会訓令第2号、あなたたちが持っている9条の第6号まで入っている、この12条関係も全く同じ日付と訓令第2号となっているので、それはどういうことなのか。

そして教育課長にちょっとお聞きしますが、今のことだけ教えてください。ほかは教育長にさせてください。この30万円に関して、あなたは教育長にこれはちょっとおかしいんじゃないか、これは戻したほうがいいんじゃないかという助言をしたことがあるかどうか、その辺を教育課長からですね、この一言だけでよろしいです。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 視察研修につきましては、海外短期留学、児童生徒を送る側としてぜひやっぱり先ほど申しましたように、現地の様子、教育環境を調査する必要があるということで、関連する事業というふうに考えて視察に行かせてもらいました。

（「ちょっと議長、質問に答えさせてください。要綱のどこにあるか聞きたいんだ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 教育長、質問に応じて答えていただきます。

○ 教育長（友寄景善） 要綱のどこにあるかということですが、これはその他事項で会長が認めるということで、これを適用させてもらっております。

それと8万円の件ですが、8万円は、実行委員会、南城市のほうで見えておりますが、その諸経費等に充てる8万円となっております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 教育長の視察の助成事業につきましては、平成24年4月に行っております。そのときに実際もう決定しておりました。その後、私のほうからは意見のほうは述べておりません。以

上です。

- 1 番（大城佐一） 前の質問に対して。
（「先ほども、諸経費です」）と呼ぶ者あり
- 1 番（大城佐一） 例規集とあなたたちが持っているものと何で違っているかということです。
- 議長（金城 勇） 5号までだが、教育委員会のは6号までであるという件ですよ。
- 1 番（大城佐一） これ例規集は9条の。
（「差しかえされている」）と呼ぶ者あり
- 議長（金城 勇） 休憩して確認したいと思います。

（午後 1時47分）

-
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時06分）

-
- 議長（金城 勇） 教育長答弁を求めます。

教育課長。

- 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員御指摘の要綱の件について、私のほうでお答えいたします。
大宜味村人材育成の要綱の件につきましては、平成23年5月23日の第1回審査会議において、交付要綱の別表9条の一部追加と一部改正について、議題としてお話をさせていただきました。その中で改正されているところなんです、実際、告示行為を怠っておりまして、その分できなかったと。それで今年度、平成26年なんです、2月20日に大宜味村人材育成事業助成交付金要綱を教育委員会訓令第3号で告示してございます。若干おくられている部分がありますが、この辺についても委員等の確認をとって、今回平成26年2月に告示しております。それでまだ条例のほうにはのっかっていないというような状況になっておりますので、御了承をお願いします。
- 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1 番 大城佐一議員。

- 1 番（大城佐一） ただいまの答弁ですね、告示業務をしない、しないで、やったとは言っているんだが、ちゃんとした手続も踏まないで、手続踏んだら私らの例規集にも載ってくると思うんですが、これもしないで、ただ単に、教育長は会長が認めた場合とあるんだが、これ自分のために追加したの。会長はあなたでしょう。こういうふうには会長が認めた場合とあるんだが、じゃあ自分勝手にどういうことを使ってもいいのか、やりたい放題やってもいいのか。大きな間違いですよ、これ。多分この30万円は不適切な支出に間違いありません。今後もこの件については追及していきたいと思いますが、この6号関係ですね、あなた会長が認めた場合と言っているんだが、その他事業の設置目的に沿う事業で特に会長が認めた場合とあるんですよ。これ研修目的はどのような人材育成の研修目的に入っているの。全く別な事業じゃないの、これ。研修は研修ちゃんと研修費もあるわけでしょう。返してくださいよ、このお金。あなたのために使うんじゃないですよ、これは。あなたが遊ぶためのお金じゃない。村内の子供たちの将来のために頑張るために使うんだって。

それとこの会計もですね、ちゃんと歳計外会計ということでこれは公金であるし、ちゃんとした、こ

これは監査もちゃんとやられております。いいんですけれども、こういうただ紙に収入、支出を書いて、監査もちゃんと受けられてはいるのだが、それもちゃんとした出納簿に書いて、これ途中でミスしたらこれいつでも差しかえできるわけでしょう、これ簡単に。ちゃんと公金は公金として立派に管理してくださいよ。

最後に、この30万円、不適切な支出と私は思います。先ほど課長は何のあれも言わなかったというんですが、あるところからの情報では、たしか課長と当時の指導主事、2人でこれはおかしいんじゃないかということで話が出たという節もあります。これもしかしたら大きな問題になる可能性もありますよ、はっきり言って。告示もしないうちから簡単に使って、これ平成23年にやられて、もう何カ年になりますか。もう26年。丸3カ年になりますよ。何やってきたの、これまで。もう時間も時間であるし、その辺、教育長お答えください。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） この改正につきましては、私が意図的にしたものではなくて、私が教育長に就任する前から一応これは改正されておりました。ただ、告示行為がされていなくて、時期も経過しておりましたので、そしてまた条例にものっかっていませんでしたので、これは改めて手続を取らせていただきました。おくれたことは、本当に事務手続がまずかったということで反省しております。

公金の管理についてもですね、疑惑を招くようなことないようにしていきたいと思います。今回、監査のほうでも一応適正処理されているということで監査をいただいております。今後、なお気を引き締めてやっていきたいと思います。

ただ、これは遊ぶための金ではないかというふうなこともありましたけれども、研修をするためにかなりハードな研修でありまして、朝早くから、向こうは日が落ちるのも大分おそくなりますので、かなりおそい時間まで各大学回って、各教授にお会いして、各クラス見たりして、かなりハードなスケジュールだったので、今もって思いますのは本当に行ってよかったな、子供たちを安心して送り出すことができたなと、そういうふうに思っております。

○ 議長（金城 勇） 旅費の出所が不適切ではないかということ。

教育長

○ 教育長（友寄景善） 不適切ではないかということでもありますけれども、この研修旅費につきましては、実費が58万幾らかということをお伺いしますが、30万円をこの助成金から支出してもらったことで、この規則はちょっと手続おくれたんですが、内容については故意に、意図的に、不正に使用したということではありませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで人材育成基金の活用と管理についての質問を終わります。

次に小学校統合と結の浜の利用計画の経緯について。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 小学校統合と結の浜の利用計画の経緯について。

これまでに上記の事項について、再三質問をしてきたわけですが、納得に値する、または理解を得るような答弁がなく、むしろ敵対するような様相で強引にでも計画を遂行しようとしていることに疑問があり、これまでの問答等についてお伺いします。

まず1番目に、住民説明会と学校適正化総合基本計画等についてですね。まず聞きたいのは、住民説明会のときに学校4キロ、小学校4キロ、中学校6キロ、徒歩圏内を教育長はこの塩屋公民館で説明し

た時点で認識を持っていたのか。学校適正化総合基本計画等についてですね、その前に学校適正化総合基本計画は大宜味村の望ましいあり方検討委員会をもとにこれを作成するというものでありましたが、この望ましいあり方検討委員会のメンバーの構成をお願いしたいと思います。名前はいいです。どういった方たちなのか。

2番目に、委任権限と業務の範疇について。これまで再三言ってきた中で、全くこの、教育長は委任権限があると一言も言ってきておりません。3月に初めて、委任権限があると言っています。業務の範疇について、そこに行く業務の範囲はどこからどういったものなのか、どういうことなのか、その範囲についてお願いしたいと思います。委任と権限は、これはある程度ということを答弁で申されている。このある程度という言葉と委任権限はいつから委任されたのか。

あと3番目に、村の指定した津波危険区域への移転計画の再考についてはないのか。これはなぜかという、5月31日でしたか、大きな見出しで「本島南島沖地震マグニチュード9、津波30メートル」という県の防災危機管理から出されております。それについてどう思うのか。

4番目、結の浜の土地利用計画等についてですね。この北側から急に中央部に並行しているわけですが、これは村長のほうに答弁お願いしたいと思います。これは先ほど図面を渡したんですが、この図面は平成25年1月17日時点の教育委員会から出された土地利用計画の見直しに、本当に添付されていたのか、この時点でですね、その辺を答弁お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

4キロ、6キロを認識していたかということですが、認識しておりました。業務の範囲ということですが、これはですね、メンバー。メンバーはですね、地域代表、PTA、保護者、学識経験者だったと記憶しています。詳しく、また資料が必要であれば提出したいと思います。

それから教育長の業務の範囲ですが、これは大宜味村教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則によってですね、教育長に委任された事項が定められておりますので、それに基づいて業務を行っております。この規則が公布されたのが昭和47年ということで、ずっと前からこの権限は教育長に委任されております。

防災計画のことについてですが、これは新聞報道で知りましたけれども、大宜味村は避難困難地域はないということでありましたので、大変ほっとしているといえますか、他地区に比べても非常に津波の危険が非常に高いということでないことを認識した次第でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいま大城佐一議員の結の浜の統合と結の浜の利用計画ということで、その経緯についてという中で、結の浜の土地利用計画が1月17日締結されておりますが、そのときの9月の質問でもあったんですけども、はっきりしなかったんですけども、4月の時点では図面は出ているが、この図面だったかどうかはまた正直なところ確認していないんです、できていないんです。それでいろいろこの図面は検討している間に変化はしているということでございますので、一応、図面はあったが、中身についての精査は私としては不十分だったということです。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） まず、この住民説明会で認識、小学校4キロ圏内、中学校6キロ圏内を認識していたと今はっきり答弁されておりますが、塩屋の公民館での説明会では一般からの質問でそれはどうですかという質問があって、教育委員会としては、はっきりスクールバスを出して送迎しますと、はっきり答えているわけなんですよ。なぜ、認識しておればそのときで、実は徒歩圏内、小学校は4キロですよ、中学校は6キロですよ、このときに話していないの。スクールバスでちゃんと送迎やりますと、こういう答弁をしているわけですよ、質問に対して。もうそこで住民をだましている、あなたはうそついている。あと基本計画、望ましいあり方の構成メンバー、あることでひよったですね、あなたは今までこの望ましいあり方検討委員会をもとに、この総合計画をつくってくると。別に統合ありきではありませんと何度も言うておりました。しかし、このメンバーが実はこれはもう最初から統合の話ばかりだったとはっきり言うているんですよ。何であの統合ありきではない、こういうことは出していませんといろいろやってきたの。本当に住民無視もそんなに甚だしいと本当に、もう怒りようもありません。あきれかえっております、教育長に。

そして2番目、委任権限、業務の範疇。あなたはこれまでにことごとく、私の質問に対して、これは私1人では決められないことであります。これは教育委員の合議でしか決定していませんですよ、何回申しましたか。そこで3月にこの土地利用計画の見直しの出した人は誰かという、教育長、友寄景善であるから、教育委員会の一の最高責任者は誰であるかということで、あなたははっきり教育委員長と申しておりました。ということは、教育委員長の名で出すべきであって、その中であなたはこういう答弁をしたんですよ、ある程度委任がありますと言って、ある程度、委任の権限があると。こんな大事なことをある程度の委任権限があるということでもいいのか、大きな問題ですよ、これ。私1人では何もできません。これは教育委員会の合議制のもとでみんなのあれを聞かなければできない。しかし、都合の悪いことになると自分勝手に自分の名前を出している。これもちゃんと教育長名で出すという、これ教育委員会で諮ってやったのか、その辺の確認をしたいと思います。

あと、この津波危険区域ですね、全くバカげた発言しかしないもんだから、津波の心配もないと認識していますよ。これ30メートルというところ、結の浜だったら20メートルが来るかもしれませんよ。そして琉球、これは南島の予想でやられていますが、琉球海溝北西側にあるこのプレート、海溝、ここにも起こる可能性はいっぱいあるわけなんです。そこまでの距離が、大体概算でよ、きれいにはかったことありませんが、70キロぐらい先かな、80キロぐらい先かな、である。去った3月にチリ沖で起きた地震、津波。あれは大体100キロを19分ぐらいで到達したみたい。という、今、琉球海溝に地震6、7、8クラスぐらいが起きたら、結の浜まで何分かかりますか。これは単純計算で、時速100キロという、1時間で100キロだから、3分の1だから300キロぐらいのスピードで来るわけでしょう。あなたたちが出したこの計算式も、本当に何も無い状態での避難時間、そして避難場所はというと、裏手の山、これはどういうことかという、あなたたちの、私たちが高台ということをやったら、高台は崖崩れがあつて大変危険であると。この前の県議会の視察でも教育委員会はこういうふうにご答弁しております。山は山崩れがあつて大変心配であると、その高台は、こういう答弁しているからには、どこを想定した高台なのか、それを答弁お願いしたいと思います。

あと、これ4番ですね、この4番は村長にも、今本人から答弁ありましたが、これは見ていないので改めてやろうという答弁のもとに質疑したんですが、まだはっきり1月17日時点ではわからないと、はっきり。これはですね、なぜ再三この質問をするかという、この図面ですね、教育課長は1月17日

時点でこの図面はできていると、これは誰が見てもこの図面は普通の素人がは描きません。恐らく設計のプロだと思いますので、どこかのあれに委託したと課長は話やっておりました。教育長は教育長で12月の一般質問で、この図面を見ましたかと言ったら、こっちでちゃんと聞いたら、ああ、これは最近の図面ですねと。12月に聞いているから、最近ということは、この9月、10月、11月、この近辺なんですよ、できたのが。教育長こっちではっきり言いましたよね、証人もこの辺にいます、ちゃんとあなたの最近の図面ということを使ったことは。それがみんなまちまちでこういうことを言ってですね、疑問だけど、本当にこの流れ文書、1月に出して初めて4月にけんけんがくがくして、じゃあ6月にはい、中央部にあのう庁議やりましょう、何やりましょうということで、集まってはいると思いますが、この庁議の中身がまた問題で、本当に議論されているかいなかわからないぐらいの早さで、何で十分議論もしないのに、こんなに急いで決めるのかというようなOBの方もいらっしゃいます、はっきり言っております。こういう庁議だよと。庁議は何なのか。簡単に決められたことを「はい、そうですか」ということで終わるのか。あるいは上から押しつけられてやられたのか。そうでは困りますよ、課長の皆さんたち。もっと大宜味村のために悪いところは悪い、はっきり検討、議論してほしい。それが大宜味村のためになると思いますので、何もびくびくする必要はありません、はっきり言ってください、悪いのは悪いと。そこで庁議というのは、いろいろ意見を出し合って、悪いなり、いいなり、そういうことをやってもらえなければ、これは大変、大宜味村のためにはよくないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

そして委任権限ですね、今、教育長が昭和47年からということは、あなたが教育長になった時点からこれは持っていたわけなんですね、今の答弁からするとね。じゃあ、これまでは私の一存では何もできませんと、あなたはこればかり答えていたんじゃないの。何でちゃんとした権限はあるとか、こういうことは何も出していなかったの。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 塩屋公民館での説明の件ですが、4キロ、6キロの件。これは4キロ、6キロ以内の地区は送迎しないという説明ではありません。御理解願ひたいと思います。

それから望ましいあり方メンバーの統合ありきではないかということですが、これはずっと申し上げているように統合ありきの会合ではないと思います。私も特にテーマを絞って出したわけではありません。意図的に統合する雰囲気というんですか、この空気を逆にみんなに議論してもらいたいということで、統合するにはそれなりの根拠が必要であると、そういうふうなことを申し上げた記憶がございます。

それから教育長の委任の件ですが、規則にも定められてありますけれども、重要なことは合議制で決定しますが、この土地利用計画の見直しについて教育長名であるということなんですが、村の教育委員会議で結の浜地区に決定したと、それを踏まえて事務屋である教育長は教育長名で事務処理をしてきたということがございます。

それから避難場所は高台はどこを想定するかということですが、本村の高台全てに該当するだろうと。特に地域を特定してはおりません。全体的に高台のほうを想定して述べていることでございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問でございますが、この図面は、きょうも教育課長に確認いたしました。1月のものではあるということでございますが、私が見たのは、4月は間違

いないと思うんですけども、そのころの図面ではあるということで、教育委員会で作成したものであるということでございます。

また、庁議の件につきましてありましたけれども、庁議は上がってきた原案についてをみんなで自由討論をするところでありまして、これをやるからこうしようという押しつけ的な、こういうことは全くやっておりませんので、今、庁内で、庁議に上がるまでに、特にこの件については重点事業、班会議という庁内の議会がありますし、そこから検討して上がってきたものを、さらに庁議で何回かやって結果として出てきているということでございますので、庁議は、我々としてはみんなに公開をして、より民主的に運営しているところであります。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 先ほど答弁漏れがありましたので、お答えします。

村長の図面の件ですが、1月17日の。これ私、確認して最近のものですねと確かに申し上げました。これです、今まで図面というのは北側のほうに学校建設を予定しておりまして、そのこのほうの図面を描いて、いろいろ話をしておりまして、中央部に移転を要請する段階で新たに図面を描いたので、それで最近のものですねということで、すぐ1カ月前、2カ月前に描いたということではなくて、北側にあった図面から中央部に図面を描き直したということで、最近の図面です、ねということで申し上げましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 教育長のただいまの答弁は、自分からぼろを出したような感じの答弁です。じゃ最初の、17日の図面は北側の図面だったんですね、今の答弁では。そういうことになります。それとですね、一番腑に落ちないのは、この平成24年1月17日に出しているわけですね。そこで前にもこれ話したんですが、この結の浜のスポーツ拠点整備計画、これの最終的な確認、策定委員会、これは1月29日、いろいろ庁議等で議論してきたと言っているんですが、この1月29日の最終的な主な意見、これもみんな読みますか。まずは読んでみましょうね、わからない人がいるので。まず主な意見、平成25年1月29日、計画全般の確認。運営、活用について。ウェルネステーマのよい、そのためにも福祉、医療分野との連携が不可欠である。関連施設の計画推進とともに、社協等を絡めた組織づくりを早期に行うべき。利用促進のために宿泊環境の充実が必要であり、今後の課題として取り組むべき。国際会議なども視野に入れたい。植栽整備について。段階的整備はいいが、後年、高木を植える部分は不適當。植物の選定は環境はもちろん、美観にも考慮する。大木によるシンボルづくりは難しい。低木や草木で美しい花を活用し、地区のシンボルにしたい。村民の参加による苗木から育てることで心からのふるさとの森をつくる。観光客の参加も考えたい。これだけです。これが主な意見ね。最終的な、大変重要な中央部への利用計画の見直し、これっぽっちも話が出ていません。これっぽっちもね、針の先ぐらいでも出ておりません。おかしいじゃないの、これ。こっちには、この会議には教育長も副村長もみんな課長たちも入っているわけなんでしょう。それっぽっちもこのときにはやられていないのにあんなきれいな図面ができるはずがありませんよ。要するに、推測でものを言うのはちょっと面白くないんですが、1月17日に出されたこの図面、今、教育長が北側の図面があったということだが、この中学校用地の余白を小学校用地に取り入れて計画の見直しをしようということじゃなかったのか、私はそういうふう感じ取っております。それから4月に入って、6月いろいろ話してきた中でですね、いろいろあれもない、これもない、文書をつくらんといけんということで、総務課から企画観光課へ見直しをお願いします。

これまたお願いしますということで、これは文書の番号なんていうのは、課内だったら別に番号入れないから、すぐつくれるわけなんですね。そこをこういうことを利用して、いろいろ何か憶測なんです、細工したんじゃないかという文書のやり取りなんです、中身みたらですね。本当に真剣に中央部への心構えがあったら、この1月29にちゃんとやられているんですよ。そしてこんな立派な、この本にもちゃんと中央部への図面があると思います。しかし全くありません。これにもね。これは3月の二十何日ですか、完成したのが、この本がですね。800万円かかっているんですが、もったいないですよ。そして午前中の質問の中で村長は計画の見直しもありませんということをおっしゃっていたんですが、学校を簡単に変えているのに、じゃあ村民広場というのは全く無視ですか、村長。健康長寿を目指す大宜味村にとって村民がいつでも自由に運動できるような場所、一早くつくるのが私は先と思うんですがね。こんな借金してまで学校をつくる必要があるのか。本当に教育委員会の答弁では、成績が悪い、環境づくり、安心、安全な学校をつくと常々言っているが、成績も悪くないわけですよ。環境も各地域にあってこれもいいことなんですよ。これは今、各地域にあることが一番の安全であって、財政的にも地方税も入ってくるし、これももう全く統合する必要はありません。この財政的、これは3月に財務課からもらった公債費比率ですがね、これも30年から15%の期限、危険の大宜味村になります。これが31年、21%、32年、20%、あと20%、18%と、平良嗣男議員も言っていたんですが、これは18%からは、以上はもう自分勝手に何もできないわけなんですよ、公共工事しようとしても。お金も借りられない、借金もできない、都道府県知事の許可がなければ何もできない。こういう目に見えた赤字団体に見えるようなこととして、本当に借金してまでも本当につくる必要があるのか。そして平成28年4月までとこれは言っているんですが、本当にこの借金は、あなたは、教育長はつくったらつくったであなたはいい顔になりますよ。あとはみんな借金あんたたちで持ってくださいと、あんたが辞めたときにはね、借金はみんなで頑張る借金して背負いなさいということで、あなたはいいかもしれませんよ。しかし、後のことを考えて、本当にこの計画でいいのか。中学校は私はもう仕方ないとしても、小学校だけはまだ統合する必要はないと思います。財政的にしろ、環境にしろ、成績にしろ、全くやる必要がありません、小学校は。本当にこう借金してまでやる必要があるのか、この辺、教育長答弁お願いして、村長は先ほどの利用計画のものです、計画があと計画がないということをおっしゃったので、その辺お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 統合の是非について、いろいろありましたけれども、これは地域住民と議論も重ね、地域教育懇談会、あるいは議会でもいろいろ、陳情とかいろいろあって議論された中で、去る3月の定例議会で可決されたことでありまして、その計画に沿って今進めている最中で、借金してまで統合する必要があるかということなんです、これは子供たちのよりよい教育環境をつくるために、今ぜひこの学校を統合してやらなければいけない、そういう思いでありますので、当初の計画のとおり、これは当然、進めていかなければならない事業だというふうに認識しております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問でございますが、先ほど午前で平良嗣男議員の御質問にお答えした、その中で、現時点での整備計画の見直しは考えていませんということをおっしゃりました。これは計画されていた機能は生かしますよと、そのとおりということではなくて、機能を生かしながら、今の計画を進めていきたいということをおっしゃって、計画を変更するということではあ

りません。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

もうこの図面が大変な問題になっているわけですが、これは前回の何月でしたか、企画観光課長もこの図面は見たことがありませんというふうに答弁されている議事録がありますので、村長も二、三回言われているし、教育課長もこの図面を見たことがないということで答弁がありますので、それを本当に見たことがなかったのか。そしてこれですね、これは今どのような状況になっているのか。その辺をですね、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

教育長、この山はある程度、高台は全域的に想定と言っているんですが、これ避難路、あなたたち避難路はすぐ裏手の山でしょう。山崩れがあるところに避難路をつくるのか。そして八方ふさがりになって孤立化するというのも言っております。ある地域には四方八方道があつて、全く八方ふさがりにならないところもあります、ちゃんと。そんなものをちゃんと調査して答弁しているのか。言いたい放題ではありませんよ、これは。あなたの答弁は、この質問も十何回やっているが、みんなその場その限り、中学校だけの統合はできないかと質問したら、あのときはああいう状況だったから、今は今という。自分の言ったことに対してちゃんと責任を持って答弁してください。改めて聞きます。中学校だけの統合は本当に無理なのか。その1点。

あと村長には、この結の浜公園の村民広場、ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えしたいと思います。

12月議会でしたか、大城佐一議員の質問におきましては、図面の確認ということでございました。その件で図面の確認はしておりませんということで、1月17日に村のほうにその要請文がありまして、その後、私たち企画観光課のほうに4月にありました。その解決についてということでですね、その時点で図面等もなく文書での依頼ということの確認ということで、図面の確認はしておりませんという返答になっております。

先ほどからも議員のほうで指摘があります。大宜味村結の浜公園・スポーツ拠点整備計画、平成25年3月策定の立派な報告書ということで、これの踏査ということだとは思いますが、この中にはいろんな方針とか、概要なり、また図面等添付されまして、その計画の実現性ということでまとめられております。その中の午前中にも村長が述べました4つの基本方針、対象公園緑地全体の整備方針ということで何点かの方針が述べられています。それで2点目に、交流広場の整備方針。3点目に、村民が海浜公園の整備方針。4点目に、海岸緑地の整備方針ということで、2点目の交流広場の整備方針ということでですね、現在、当初計画では中央部で交流広場の整備を行う予定ではございましたが、学校用地等の変更に伴いまして、安根川の北側のほうにその交流広場の整備方針を進めていくということで、当初の計画にあります整備方針を準則しましてですね、機能を維持しながらやっていくということで考えております。村長の答弁で、現時点での計画変更、策定の予定はありませんということでありますが、この事業を進めながら、そのタイミングを見計らいましてその実施計画に伴います基本計画の見直し等も発

生してくると思いますので、この整備計画にあります基本方針を大事にしながら進めていきたいという考えでございます。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 先ほどから1月17日時点の図面の件で御質問がございます。それについて、私のほうから若干説明していきたいと思います。

図面について、今、議論等がございましたが、間違いなく1月17日には添付された図面、それを総務課のほうに提出しております。異議等はないと思いますが、我々においても中央部への移転については、中央のほうがいいんじゃないかという議論は多々ありました。それについて1月にですね、イメージという形の中で出させていただいている添付資料でございます。御理解をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 山崩れのあるところに避難路をつくるかということですが、やはり低地では危険が増大しますので、できるだけ高いところに避難路をつくるのは当然だというふうに思います。

それから答弁の方法について、言いたい放題とか、責任を持って答弁していないということがありますがすけれども、役場職員みんなそうだと思いますが、議員の質問に対しては誠意を尽くして答弁するように努めております。

それから中学校だけの統合はできないのかということなんですが、これはちょっと私のほうからこの場で答弁するのは適切ではないと思いますので控えさせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 交流広場については、さっき担当課長から説明があったからもういいだろうというふうに思っていました。いわゆるそのところは現計画の変更はありませんと言っているのは、そのスポーツ、振興計画、その計画は生かしますよということでございまして、場所が変わるかもしれないし、内容が変わるかもしれませんが、その計画そのものはそのまま継続していきたいということです。こういうものは、先ほどからいろいろありますけれども、早目早目という意識は常に持っております。ただその補助事業との関係でどう進んでいくかということの変化は出てきます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時57分)

平成26年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成26年6月10日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年6月10日 午前10時00分)

散 会 (平成26年6月10日 午前10時59分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会 長 官 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第23号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について	質疑 委員会付託
2	議案 第24号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
3	議案 第25号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
4	議案 第26号	大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
5	議案 第27号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
6	議案 第28号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
7	議案 第29号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
8	議案 第30号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第23号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第24号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第25号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第3 議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 議案の内容の問題ではないんですが、ひとつ村長の考え方を聞いておきたいと思います。

今回償還払いから自動償還払いに条例改正するということは大変結構なことだと思っております。そこで最終的には現物給付という方向が一番最も利用者の負担軽減につながるんじゃないかと思うんです。これは今、去年の7月時点で47都道府県のうち37都府県が現物支給を導入されているわけなんです、沖縄県ではその現物支給制度がまだ適用されていないですね。実施されていないと。そこで現物給付の導入が進まない理由としては、県内においての理由としては、主なものとしては、現物給付を採用した自治体には国保の国庫補助金が14%から16%削減されると言っているんですね。そして2点目には、立てかえがなくなることによる受診増加と医療費増大などから財政が圧迫されるのではないかという懸念、

この2点があるからなかなか踏み切れないようなお話もあるわけです、県内ではですね。そして県では、保護者の利便性だけでは現物給付はできないとの立場で、今、自動償還払いということで、来年度まで県下全市町村やるような発表もされているわけなんです、そこでこの現物給付をやるとこういうような支障があるということなんです、ぜひ長などの町村会とか国保連合会あたりでそういうお話もして、37府県は導入されているわけですから、あと10道府県なんですよね、導入されていないのは。そういうことも町村会あたりでも議論していただいでですね、ぜひ現物給付に向けての議論の場をつくっていただかないと進まないと思うんです。そこで村長のほうでそういう議論を提起していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） これは利用者の立場から非常に大事なことで、要するに簡易で済みます。そういう議論がほとんどない状況でございまして、あの新聞も確かに見て、ああ、そういうこともあるなという思いはありますが、それを元にしながら、まず北部の市町村会の事務局と相談をしながら提起する機会があれば、していけるような方向で検討したいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第26号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 予算書の13ページをお願いします。

2款1項5目18節備品購入費についてお伺いいたします。説明資料によりますと、風力発電所の騒音測定器等の購入として、2台分で10万6,000円計上されているわけですが、その測定器を設置する内容について説明から求めておきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは前田議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、測定器の必要性ということで述べさせていただきたいと思いますが、現在、この説明書では風力発電所の騒音ということで述べておりますが、沖縄電力におきましても、事前と事後の低周波音、騒音の測定を行っているわけなんです、村においても気象の変化や、また住民からの緊急な要請等に随時対応するためには、また村としましての客観的な立場での判断ができるようにするためにその備品としての備えをしたいと。その測定器につきましては、風力発電設備のみでもなく、またほかの状況に応じても対応すべく村の備品として備えたいと。現時点で一部の住民からも騒音についての相談もございますので、その対応として設置地点等を確認しながら、村としてのデータとしての測定をするということで考えて備えたいということで考えております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私、大変疑問に思っているんです、これ。沖縄電力が設置したものを何で大宜味村が金出して測定しないといかんかということなんです、実際の考え方は、一般的にはすぐそれを考えるんです。それで皆さん、私、資料も要求したけれども、何かこれ協定書も結ばれていないようなんですよ、沖縄電力と。そこでこれ御存じでしょう。平成23年9月22日に風力発電設備設置に関する要請決議ということで、本議会で、全員発議で決議しているんです。そこで記としてあるところには低周波及び低周波振動等による健康被害、また事故等の責任の所在を明確にして協定を結ぶことと。皆さんこれ沖縄電力と村長とのやりとりの中で、これ設置についてだけのやりとりの文書なんですよ。だからもしそこからの事故などが起こった場合、風音被害とかいろいろ出てくる可能性があるからそういうふうな要請決議をしているわけです。この決議をどのくらい皆さんが真剣に受け取っているか非常に疑問なんです。ですからそういう問題、協定書を結んでおけば、別に大宜味村が金を出してまでやる必要は私はないと思うんですよ。沖縄電力は御存じでしょう。沖縄県下一の優良企業です。10万6,000円といえども、一般財源は大宜味村は大変じゃないですか、財政上の問題からも。非常にこれ疑問を持つんですよ。協定を結んで、協定の中できちんとかいような場合は皆さん、電力会社が負担しますよとか、きちんとか覚書をやっておけばこんなこと出ないと思うんですがね。沖縄電力は今設置しているという答弁でしたけれども、それでデータとれるじゃないですか、そこから。設置者のデータが信用できないからまた自分らでやりますよという話にもなろうとは思いますがね。設置者の責任において被害が出た場合は補償、補填するのが当たり前の話ですよ、原則論は。そうじゃないですか。なぜ余分な金を使わないといかんかなと、非常に疑問持つんですよ、この辺は。説得力ないですよ、こういうやり方は。この予算執行に当たっては、しばらく凍結して再考するお考えはないでしょうか。お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの御質疑についてお答えしたいと思います。

確かに村議会のほうから平成23年9月22日付で要請決議書として事故等の所在を明確にした協定書を結ぶことということで条件付きの要請が出されております。村としましては、平成24年7月におきまして、村と沖縄電力の間で合意文書を交わしております、その協定にかわるものとして、村民に風力発電設備に起因する苦情があった場合、村を窓口として、迅速な対応を電力に求めること。それに対する損害等についても風力発電設備からの因果関係であれば、電力において責任を持って補償をしていくという内容において、合意文書を交わしております。

先ほど指摘がありました設置者、沖縄電力の原因によるものであれば、そういう予算の支出について

はということですが、電力のほうもひとつ、村民に対しての対応に資するための騒音測定器ということもありますが、またほかに、今般オスプレイ等ですね、そういった騒音対策等の対応になるような事態もあり得るということで、そういう面からも騒音測定器の必要性ということもございますが、議員のほうの指摘もありますので、予算審査特別委員会のほうまで村として検討をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 協定書でなければ、合意文書があるというお話ですね。予算委員会まで合意文書を提出してください。それだったら、沖縄電力が測定もしているというならば、合意文書の中で毎月月決めで報告書出させるようなことまでやらんといかんでしょう、皆さん。もしみずからで設置するんだったら、向こうのデータとこっちのデータが合うかどうか、きちんとやるぐらいやらんといかんですよ。皆さんオスプレイの話もするんだけど、説明資料によると、これは風力の問題と書いている。大変苦しい答弁だと思いますよ、それは。オスプレイだったら、もっと早くから、何でやればいいんですよ。今ごろからオスプレイの騒音測定なんて、これはもう、ちょっと答弁には値しないなと思っております。それで合意文書を予算委員会まで提出してもらいたいんです。予算委員会までにその執行についての結論ということは十分検討して回答いただきたいと思うんですが、資料として合意文書は提出していただけますか。これを聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 予算審査委員会の開催前までに合意文書の提出を行います。

それと補足でございますが、この騒音測定器につきましては、常時設置というのではなく、携帯的にやまして、沖縄電力につきましては、他社の専門業者に依頼してやっているような状況で、常時というのがちょっと厳しいような状況で、村として考えているのは、携帯、場所場所に置いて移動しながらやっていく、簡易的な測定器ということで考えておまして、常時という状況ではなく、あくまでも村民からの苦情があった場合の確認ということで考えております。そういうことで補足ということをお願いしたいと思います。一応、合意文書につきましては、予算審査委員会までに提出いたします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 予算書の23ページ、6款1項10目19節、村シークワサー産地振興協議会補助金ということで673万円ほど計上されているんですが、これは費目存置から一気にこういう予算を組み替えているんですが、まず最初に、この大宜味村シークワサー産地振興協議会、それを立ち上げる目的は何ですか。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

これまでの産地振興協議会については、行政サイドの主体となった協議会でありましたが、これからは農家を中心とした振興協議会の設立するという目的で、今回、農家を中心とした協議会という方向性で進めています。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 農家を主体とする協議会と言っているんですが、実際、JAにはシークワサー生産部会という農家主体のものもあるわけなんです。これとこれはダブったやり方をしていない

のか。

それと一番聞きたいのは、今までの肥料購入補助金、防除薬剤補助金、シークワサー生産助成金というものを全部減して、これの産地振興協議会へ組み替えされているわけなんですね。例えばこの協議会へ加入しなければ、肥料の補助とか、助成金とか散布補助は出ないのか。それとJAの生産部会の会員の場合はこの協議会と両方入ることができるのか。この辺、助成金の出し方、これはどういうふうにやっているのか。

それとですね、4月にこういった協議会の案が出ているわけなんですけど、大体の。この中に総会の日程も入っているんですが、5月20日とあるんですが、総会開催。この総会はもう終わったのか。

それとこの組織図の中に、会長以下、組織構成の中に一番右端に賛助会員とあります。JAおきなわ大宜味支店、村加工施設指定管理者、照屋農産、みのりとあるんですが、村加工指定管理者は今現在、ケレスしていますよね。何でちゃんとした、ほかは名前入れているのに、何でこのケレスだけ抜けているのか。何か意図があるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） まず、助成金等についてなんですが、この協議会に加入した方に対して助成を行う予定です。ただ、村外からの加入者も予定されるものですから、その方々については、今の時点では生産助成金というものは協議会立ち上げた後に協議会の中で協議してもらいたいという考え方を持っています。

それと総会の日程等なんですが、4月15日から生産者を集めて説明会を行ってきたわけなんですけど、全体の集まり、それと各校区ごとの集まり、さらにまた全体的な集まりを持ったわけなんですけど、その中でもちょっと十分趣旨が伝わっていないような状況がありまして、総会予定まで文書の中に入れていたわけなんですけど、現在、総会は持たれていない状態です。

それと賛助会員の中でケレスの名前が抜けているということなんですけれども、意図的に抜かしたわけではありません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大変な問題ですね。先ほども問題の予算計上があったんですが、村長、この会員に入れられない人は助成がないと言っているんですが、村長が目的としているシークワサー産地振興を掲げている中でこういうことを本当にやっていいのかどうか。なぜこういう会員に入れられないと助成はしないとか。シークワサーは生産に対してのあれは推進します。今までのとおりでできないのか。村長ははっきり決断してください。誰のための組織づくりをやっているの。農家主体と言っているんだが、農家もシークワサーのために、村のためにいろいろ頑張ってるやろうとしているのに、こういう組織をつくってどういう振興なのか。これは村長の決断ですか。これに入らないと助成しないというのは、1点ですね。

そしてこの賛助会員、もう何回も言うんですが、何の目的。またこれ会員の資格の中に協議会へ年間1万円出資するとある、出資。これはどういう目的なのか。そしてこの会員に入らなければ、大宜味村に出荷はできないのか。出荷生産するなという意味なのか。その辺、2点目。

あと1点は、ケレスの問題も。ちゃんとこれに入れてくださいよ、頑張ってるやろうしているのに、何でこっただけ指定管理者とこういう意味不明な書き方をしているのか。はっきりと何か意図があってやっているというふうにこれは思われますよ。以上、今の質疑をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの佐一議員の御質疑につきましては、後、具体的に担当課長からまた説明させますけれども、先ほど課長から説明ありました目的のところでも言っていました、要するに行政主体でさせた、やらせた、そういう感じのものでは農家は元気が出ないんじゃないか。自分たちの問題なんだということで取り組んでいける。そういう体制をつくりたいと。そういう意図でございます。

あとそのほかにつきましては、担当課長から説明させます。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 入会金1万円ということなんですが、1万円そのものの金額につきましては、特に基準的なものはないんですけども、この1万円を納めることによって、農家の意識を自分らの組織だという、意識づけを高めるために会費を徴収するという考え方でやっています。

それとケレスについての表記ですが、今後ちょっと、十分気をつけて明確にしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

村長これは、助成金と協議会の組織自体は切り離してやってください。そして協議会の運営費とあるんですが、305万2,000円。どういう運営費なのか。

そして一番問題なのは、このシークワサー、大宜味村をアピールするためには、もうずっと前に何か言った覚えがあるんですが、一元化集荷というのが一番の問題があって、この一元化集荷できれば安定的な出荷もできるわけなんです、これは。そういうことまで、これは今、農家主体の協議会とJAの部会と2つの組織が出るわけなんです、シークワサーに関して。何でシークワサーは1つなのに、2つの組織を村として立ち上げるのか。こういうことをしないで、一元化集荷できるような体制を考えてください。こういった考えも何もしないで。大変もうあれですね、きのうからショックばかり受けて、もう。本当にこの肥料助成金は大宜味村でシークワサーを生産している、出荷している皆さんに、全員にぜひ助成するような体制をしていただくようお願いいたします。この事務所の運営費についてもまた答弁お願いしたいと思いますが、村長これは全員に助成できるのかできないのか、はっきり答弁お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） じゃあですね、協議会運営費の305万2,000円についてですが、これはこれまで協議会運営費として平成25年度までは当初予算で計上されていた予算で、今回当初予算で計上されていなかったものですから、今回の補正で計上しています。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時30分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時32分)

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質疑にお答えいたします。

1つは、今原案ということで、原案でございますから、その中では会員だけの支給ということであり、その他の人はどうするかということは、今度は助成金も含めて、奨励金等も含めて、協議会の中でこれから議論をしていくと、そういうふうな方針でございます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほどの大城佐一議員の件に関連して、行政の皆さん方にお聞きをしたいと思っております。

今、大宜味村のシークワサー産地振興協議会を立ち上げるということは、これまでいろんな話があってきました。その中で一元化集荷をすると。そういう中で、大変我々も喜んでいますが、現実的にはこの組織を立ち上げるのに対して、本当に厳しいものがあるんですね。私は、北部の、沖縄県の生産組合を行う場合にも大変我々は苦勞してきました。現在やっとそこまで来たというのが現実なんですよ、JAの中においても。この組合員、これだけの組合員をまとめて行うに当たって、いろんな人がいて、いろんな環境のもとで働いている皆さんがたくさんいるんです。そういう中で組織を一つにするということは大変難しい。これまでの我々の経緯を申し上げますと、本当にこれまでいろんな問題があって、値段の問題、そして出荷体制の問題、一元化集荷をすることを目指しながらやってきたが、これが潰れてしまったり。そういうものをいかに鎮火するかということで、今やっと契約販売ということを取りつけてきた。その中で、今は農家が大変喜んで頑張っている。これは生産者、またはパッカー、取引先の拡大等も行っており、その取引先もいろんな問題があったんです。そこもいろいろと詰めながらやっとここまで来ています。そこを皆さん方が新たに立ち上げるということは大変これは難しいものだと私は思っております。今の大宜味村のシークワサー生産組合に加入している方はどれぐらいいるのかなど。またはその加入者が何名いて、その中から役員が決まってしまうものだと思うんですが、そこら辺が検討されているのかどうか、ここら辺ちょっと確認したいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 今、シークワサーを栽培している人数ですが、ちょっとこれは概算ではあるんですが、栽培している方が416名。村内の方が317名。村外におられる方が99名という人数で、きょう現在の加入者数が、今現在、32名という状況です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） だからね、前にも皆さん方から呼ばれていろいろ話をしたんですが、その中においても、この組織の立ち上げは大変難しいよと。そして皆さん方がすぐ会長を選んだり、副会長を選んだりやろうとしているんだけど、そういう以前の問題じゃないんだよね、実際。農家に対する徹底した趣旨も行わない中で、農家も戸惑いを感じていますよね、今。JAの部会、先ほどあった部会と、村がつくるこのシークワサー生産組合と、どうなっているの。また、JAに加入している皆さん方は先ほどあった費用のいろんな助成に対しても、そこに入らなければ全く該当しないという話も聞いているが、じゃあ、JAに入っている皆さんはどうなるのという話もあるんですよ。そこら辺を皆さん方が今のJAの生産部会、JAと村との関連を煮詰めて、JAとやっているのかどうか。そこら辺、JAの皆さん方、上の皆さん方は今疑問視しておりますよ。そこら辺をあなた方が本当にそういうように起こすのであれば、もっとこれまでやってきたJAの生産部会とも、それと上のほうとも調整をして、こ

の生産部会ができた場合にはどうなるかということも調整しながらやっていかないと、大宜味村のシークワサー、村花、村木シークワサーを生かすために同じ気持ちで頑張っている中において、逆に潰してこんな話をしたら困るんだよね。そこら辺を皆さんもっとですよ、煮詰めて、この総会など、とんでもない話でしょ、今。ずっとずっと先の話なんです。会員の募集からちゃんとして、その会員の皆さん方にもいろいろ説明して、村民をですね、この組合の趣旨を説明して、それから生産組合を立ち上げるということをやらないと、今の状況ではだめですよ。これつくってもすぐ潰れますよ。そういうふうなことをやらないで、もっと煮詰めて準備していくということをやってください。どう考えていますか、お願いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） とりあえず協議会設立ということで4月から動いてきたわけなんです。現実的なところでここ最近ではあるんですが、押川地域で農家との話し合いを持ったところ、ちょっと趣旨がうまく伝わっていないところ、強く感じたところがあります。それでもう一度、再度農家と話し合う必要があるかなということを強く感じております。それでこの申し込み期限を6月13日という形で打ったわけなんです。そこら辺も再度検討して、もっと農家の意見をしっかり聞いた上で再度日程等をちゃんと進めていく必要性を強く感じておりますので、そこら辺、もう一度農家サイドとの説明会、協議等を重ねていきたいと思っています。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 前段でも申し上げたんだけど、とにかくこれをつくって、大宜味村のシークワサーを生かすということは大変私はいいいものだと思っています。一元化をして、皆さん方が一元化したものを各パッカーにちゃんとして引き渡すというようなこともできたら一番いいだろうということで前に申しあげました。それが、今の段階は組織をつくる段階からおかしいと思っているので、そこら辺、皆さん方、組織は十分検討して立ち上げてください。今、あなた方、ただ早くつくってこうと、組織をつくって走らすと。こういう安易な考えでやっているんじゃないかとか見えないんですよ。そこら辺もっと検討して、十分なる農家の意見も聞きながら、その組織を立ち上げてください。それだけ希望して終わります。あと何かあればお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質疑にお答えします。

この件につきまして、私も取り組み状況といいますか、いろいろ情報を担当から聞いたりしています。今の指摘のとおり、また担当課長からあったように、もっとしっかり説明する必要があるということは思っておりますので、これから内容をさらに深めていきたいと。内容を重点化していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では質疑したいと思います。

17ページをお願いします。住民福祉課をお願いします。看護師等の賃金252万円から、これを介護支援専門員負担金419万2,000円ということで、今、説明資料を見ると一心福祉会より出向してきているということなんです。今、介護保険連合もサービス事業の一部、要介護1、2に指定されている利用者の皆さんのサービスをまだ決定ではないようですが、平成27年度に市町村へ移行しようという話がありま

す。これまでは、去年までは社協から出向ということで、3名の方、包括支援センターに入っていたようですが、現在、1人は採用ということで、1人は出向、包括は何名体制で、これからの平成27年度にサービスを市町村にもし移管された場合、どういう対応をしようかという考えなのか。またこれは一心福祉会からの出向なんですが、これはずっとそういうふうな一心福祉会との連携でやっていくのか、その2点をお伺いしておきます。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 豊） ただいまの新城一智議員の質疑にお答えします。

まず、その組み替えに至った経緯なんですけど、包括のほうで急遽、一心福祉会のほうからお一人契約という形で、派遣という形でさせていただいています。今現在、3名予定が社会福祉士とケアマネジャーで現在2人、もう1人の保健師は今欠員の状態になっております。先ほど新城一智議員から御指摘がありました平成27年度に介護、要支援の1に関して平成27年度に村へ移管されるということがありましたが、今現在、この法案を含めて参議院で審議中ではありますけれども、平成27年度に直接、1、2が全て市町村でやってくださいよということではなくて、来年からすぐ廃止というわけではなく経過措置期間がありまして、平成29年までに完全に移行されるという予定ではありますけど、村といたしましてはその間、しっかりとした計画を国の動向を注視しながら対応をまいりたいと考えております。

なお、今年度は村民の65歳以上全ての方にニーズ調査、どういうサービスを受けたいのかとか、そういう調査を65歳以上全ての村民を対象にやっていきたいと思っております。今後、どのようなサービスが必要か、また提携できるかという調査を踏まえて判断をまいりたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、一心福祉会から出向してきているということと、あと今は保健師が欠員ということで、これはやっぱりなぜ集まらないかとか、募集しても応募がないかということについて、村としてどういうお考えを持っているのか。やっぱり待遇も私はあると思うんですよ。これだけ組み替えて大きな金額を出すぐらいだったら、それなりの待遇をきちんとして集めるようなことを考えられないのか、お答えいただいて質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 豊） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

確かに議員御指摘の募集しても集まらないとか、待遇が悪いんじゃないかというのも含めまして、今回は無理を言っただけ失礼なんですけれども、急遽一心福祉会に派遣をいただきました。じゃあ、今後はそうあるかという、多分そうはいかないと思っております。次年度はですね。それも含めまして、やっぱり集めやすいと言ったら語弊がありますが、そういう待遇面も含めまして、今後支障がないようにやってまいりたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第27号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第28号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第29号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 予算書6ページ、説明資料40ページをお願いします。

修繕費についてお伺いしたいんですが、説明資料によりますと、膜分離装置ホース取替費が28万800円、破砕機モーター取替費が28万800円と、たまたまでしょうか。これ同額になっているんですがね。作業対象は違うと思うんですが、これが同額になっている理由をお聞かせいただけますか。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 前田 孝議員の質疑にお答えします。

修繕費ですね、膜分離装置ホース取替費が28万800円で、破砕機モーター取替費が28万800円、同額なんですが、当初、破砕機モーター取替費が若干高くなっていたんですが、同じ業者の見積もりでどうにか安くできないかということで調整したところ、同じ金額になっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第30号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時54分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時59分)

平成26年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成26年6月11日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成26年6月11日 午後2時35分)

閉 会 (平成26年6月11日 午後3時59分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 総務課長兼 島 袋 幸 俊
村史編纂室長

財 務 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		議案の訂正の申し出について	提案説明 付託省略
2	議案 第23号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第24号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第25号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第26号	大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第27号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第28号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第29号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第30号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
10	陳情 第6号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書	委員長報告 質疑～表決
11	陳情 第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	委員長報告 質疑～表決
12	意見 第3号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書	提案説明 付託省略
13	意見 第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時35分）

◎議案の訂正の申し出について

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案の訂正の申し出についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） さきに提案を出しておりましたものの訂正をしなければいけなくなりましたこと、皆さんに大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

それでは議案の訂正の申し出について。

平成26年6月6日に提出した、次の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、承諾願いたく申し出します。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

- 財務課長（知念和史） では説明いたします。

まず訂正する議案につきまして、議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算になっております。

訂正する理由。平成26年度大宜味村一般会計予算、6款1項3目19節負担金補助金及び交付金、6款1項10目19節負担金補助金及び交付金の誤記載によるものでございます。

訂正箇所につきましては、予算書の21ページ、22ページ、6款1項3目19節、こちらのほうは、訂正前「マイナス145万円」を、訂正後「補正額なし」といたします。

23ページ、6款1項10目負担金補助金及び交付金であります。こちらのほう、訂正前を「490万1,000円」を、訂正後「345万1,000円」と訂正いたします。

なお、細節につきましては、3目のほうの細節37「145万1,000円」を「補正額なし」とし、10目のものについては、細節30を「マイナス327万9,000円」、細節31を「50万9,000円」もとに戻すとういことです。細節34「132万円」を補正前のもとに戻しているものでございます。以上でございます。

- 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正の申し出について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申し出については、許可することに決定しました。

- 議長（金城 勇） 休憩します。

(午後 2時39分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時22分)

◎議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第2 議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 8 6 号

平成26年6月10日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第23号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について	可 決 全会一致

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第23号について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び建設環境課長の出席を求め、6月10日午前11時からの審査を10分繰り下げて11時10分から行いました。

議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について、報告します。

本件は、村道根路銘線に架設されている竣工から約49年経過し老朽化が進行した危険な状況にある根路銘橋の架替工事で、地域交通の安全確保と利便性の向上の観点から早急な整備が必要な工事の請負契約です。工事の概要は、橋梁架替延長11m、幅員5m、上部工プレテンション方式PC単純床版橋、下部工重力式橋台で平成26年度沖縄振興公共投資交付金事業により整備するものであります。

請負契約金額は、5,724万円、契約の相手は有限会社山口建設、工期は平成26年6月16日から平成27年2月6日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第23号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第3 議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例及び日程第5 議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 7 号

平成26年6月10日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第24号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第25号	大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第26号	大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第24号、議案第25号、及び議案第26号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、及び関係課長の出席を求め、6月10日午後1時30分からの審査を2時間繰り上げて午前11時30分から行いました。

まず議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、について報告します。

本案は、沖縄振興特別措置法の改正に伴い、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の字句の改正、削除及び第4条産業高度化・事業革新促進地域における課税免除の規定を整備するものであります。この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する、となっております。

次に議案第25号 大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例、について報告します。

本案は、こども医療費助成対象者の利便性を高めるため、助成を受けるための手続きの申請を簡素化するために整備するものであります。

この条例は平成27年4月1日から施行する、となっております。

議案第24号、第25号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例、について報告します。

本案は、社会教育法の改正に伴い社会教育委員の「定数、任期」を「委嘱の基準」に改め「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を第3条第2項に加えるなどの改正となっております。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するとなっております。

質疑の概要について説明します。

3月定例会で議案提出したのち撤回され、今回再提出としているが、内容にだいぶ違いがある、議案提出は十分精査して提出していただきたい、の質疑に対し、今回の議案提出は十分精査しております、今後も十分精査して提出していきます、との答弁でした。

本案について、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます報告といたします。

よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第24号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第25号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第26号 大宜味村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算、日程第7 議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第8 議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第9 議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 8 9 号

平成26年6月11日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第27号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第28号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第29号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第30号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城辰徳) ただいま議題となりました議案第27号から議案第30号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として村長、副村長、関係課長等の出席を求め、6月11日午前10時から審査を行いました。

議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算について、質疑の概要を説明します。

肥料補助、防除薬剤補助は3月議会ではあると言ったが、この議会では、シークワサー産地振興協議会に入らないと、補助はないと言っているが、の質疑に対し、平成26年度も平成25年度と同様補助があります、との答弁でした。

新たに設置しようとするシークワサー産地振興協議会が出来るまでは防除薬剤補助金、シークワサー生産助成金、シークワサー産地振興協議会補助金は、前年度と同様とするための予算の組み替えはできないか、の質疑に対し、すぐに訂正して訂正の申出を提出します、との答弁でした。

訂正の申出の処理後に、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます報告といたします。

よろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第27号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって議案第28号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって議案第29号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第30号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第6号及び陳情第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第10 陳情第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書及び日程第11 陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 8 号

平成26年6月10日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
6	平成26年 5月7日	労働者保護ルール改悪反対を 求める意見書の採択を求める 要請書	採 択	意見書の送付 が妥当との意 見の一致	地方自治法第99条 の措置
10	平成26年 6月2日	地方財政の充実・強化を求め る意見書について	採 択	意見書の送付 が妥当との意 見の一致	地方自治法第99条 の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第6号、及び陳情第10号について、6月10日午後1時30分からの審査を2時間繰り上げて午前11時30分から行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第6号、及び陳情第10号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第6号、及び陳情第10号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための地方自治法第99条の規定に

より意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書は、採択することに決定しました。

これから陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、採択することに決定しました。

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第12 全員発議により提出されました意見案第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

（8番 具志堅朝秀議員 登壇）

○ 8番（具志堅朝秀） 意見案第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月11日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 東 武久 新城一智 前田 孝 安里重和 大城佐一 平良英勝 宮城辰徳

賛成者 平良嗣男

提案理由 働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであるため。

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の特徴的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

2、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3、雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年6月11日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第13 全員発議により提出されました意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月11日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 新城一智 具志堅朝秀 東 武久 安里重和 大城佐一 平良英勝 宮城辰徳

賛成者 平良嗣男

提案理由 公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を求めるため。

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論

されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次のとおり以下の対策を求めます。

記

1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

3、復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。

5、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8、人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月11日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて

て採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員